

小規模事業者の現状と課題について

平成25年9月
中小企業庁

1. 小規模事業者の現状
 2. なぜ今小規模事業者を支援すべきか
 3. 中小企業施策の変遷
 4. 今後の検討課題
- (参考)昨今の小規模事業者施策について

1. 小規模事業者の現状

1-1 小規模企業とは

- 中小企業全体で約420万社のうち、約366万社(87%)が小規模企業。
- 中小企業の個人事業者は243万者(58%)、会社は178万社(42%)。
- 中小企業全体の従業者数は、約2,834万人。そのうち、約912万人(32%)が小規模企業の従業者数。

企業規模別・組織形態別の中小企業数(2009年)

	個人事業者	会社	計
中小企業	2,425,953 (57.7%)	1,775,311 (42.3%)	4,201,264 (100.0%)
うち小規模企業	2,309,259 (55.0%)	1,356,102 (32.3%)	3,665,361 (87.2%)
うち小規模企業以外	116,694 (2.8%)	419,209 (10.0%)	535,903 (12.8%)

資料:総務省「平成21年経済センサス基礎調査(基本集計)」再編加工

(注) ()内は総計420万社に対する割合。

企業規模別・組織形態別の従業者数(2009年)

	個人事業者	会社	計
中小企業	7,020,627 (24.8%)	21,322,593 (75.2%)	28,343,220 (100.0%)
うち小規模企業	4,883,556 (17.2%)	4,237,373 (15.0%)	9,120,929 (32.2%)
うち小規模企業以外	2,137,071 (7.5%)	17,085,220 (60.3%)	19,222,291 (67.8%)

資料:総務省「平成21年経済センサス基礎調査(基本集計)」再編加工

(注) ()内は総計2,834万社に対する割合。

(参考)中小企業基本法における「中小企業者」及び「小規模企業者」の定義

○中小企業者

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業、建設業、運輸業その他	おおむね資本金3億円以下または従業員数300人以下
卸売業	おおむね資本金1億円以下または従業員数100人以下
小売業	おおむね資本金5,000万円以下または従業員数50人以下
サービス業	おおむね資本金5,000万円以下または従業員数100人以下

○小規模企業者

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	おおむね従業員数20人以下
商業又はサービス業	おおむね従業員数5人以下

(小規模企業活性化法により、個別法において特定の業種について小規模企業者の範囲の変更を政令で行うことができるよう規定)

1-1 小規模企業とは

○小規模企業を構成するのは、小売業、宿泊・飲食サービス業、建設業、製造業、生活関連サービス業・娯楽業が多い。

	中小企業		
	うち小規模企業	うち小規模企業以外	
建設業	519,259 (12.4%)	499,167 (13.6%)	20,092 (3.7%)
製造業	446,499 (10.6%)	394,281 (10.8%)	52,218 (9.7%)
情報通信業	49,503 (1.2%)	34,526 (0.9%)	14,977 (2.8%)
運輸業、郵便業	81,373 (1.9%)	62,361 (1.7%)	19,012 (3.5%)
卸売業	241,917 (5.8%)	175,592 (4.8%)	66,325 (12.4%)
小売業	805,162 (19.2%)	693,604 (18.9%)	111,558 (20.8%)
不動産業、物品賃貸業	352,548 (8.4%)	345,065 (9.4%)	7,483 (1.4%)
学術研究、専門・技術サービス業	203,060 (4.8%)	174,375 (4.8%)	28,685 (5.4%)
宿泊業、飲食サービス業	604,050 (14.4%)	524,811 (14.3%)	79,239 (14.8%)
生活関連サービス業、娯楽業	404,764 (9.6%)	373,089 (10.2%)	31,675 (5.9%)
教育、学習支援業	110,895 (2.6%)	100,213 (2.7%)	10,682 (2.0%)
医療、福祉	194,822 (4.6%)	143,584 (3.9%)	51,238 (9.6%)
サービス業(他に分類されないもの)	146,278 (3.5%)	105,171 (2.9%)	41,107 (7.7%)
その他	41,134 (1.0%)	39,522 (1.1%)	1,612 (0.3%)
計	4,201,264 (100.0%)	3,665,361 (100.0%)	535,903 (100.0%)

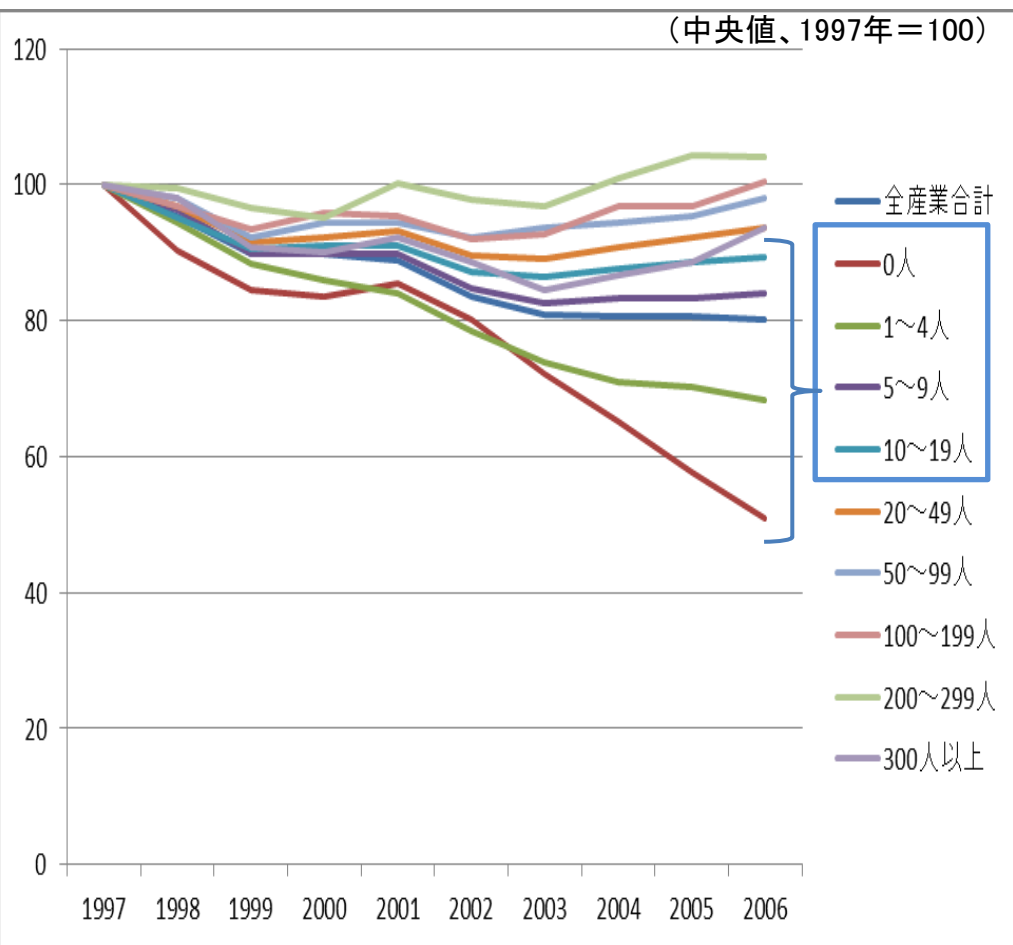
1-2 小規模事業者を巡る現状①

○小規模事業者の売上高は年々減少しており、中規模企業との格差が拡大している。

企業規模別に見た売上高の推移

小規模事業者ほど、2000年以降売上高の減少率が高い

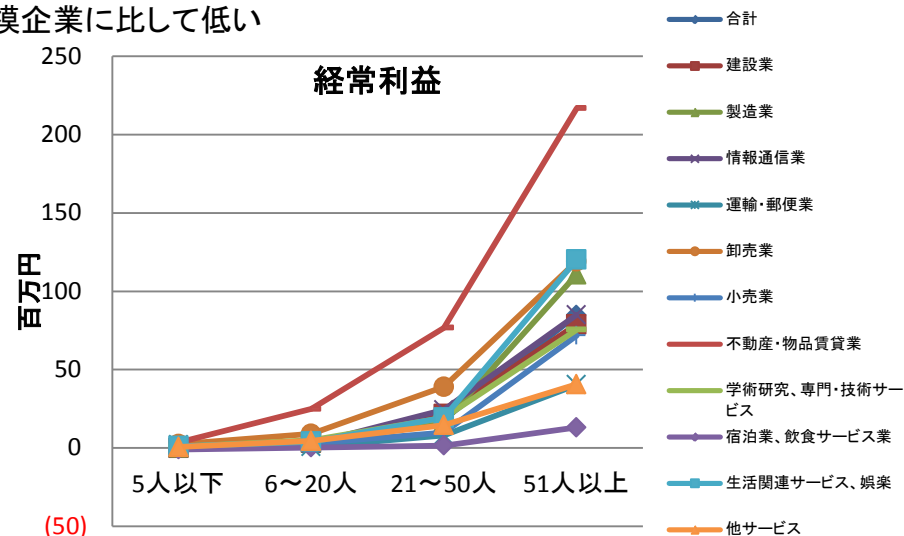
(中央値、1997年=100)



(出典)「2003年以降における中小企業の経営財務面での動きをめぐって」(鹿野嘉昭、成城大学経済研究所年報第22号(2009年))

業種別の経常利益

小規模企業の収益は業種毎に若干異なるものの概して大企業・中規模企業に比して低い



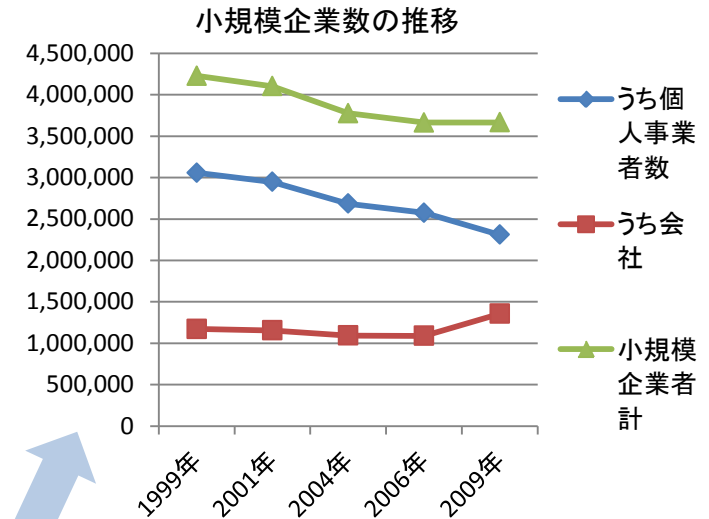
資料: 平成24年中小企業実態基本調査より

	5人以下	6~20人	21~50人	(万円) 51人以上
合計	95.8	429.1	1830.0	8477.0
建設業	0.9	332.4	2164.7	7879.3
製造業	23.3	331.0	1648.1	11070.0
情報通信業	-9.7	282.4	2431.4	8497.2
運輸・郵便業	205.8	74.2	808.6	4035.8
卸売業	250.4	899.4	3898.5	11902.3
小売業	-17.4	293.8	994.1	7180.3
不動産・物品賃貸業	361.7	2498.0	7665.6	21673.5
学術研究、専門・技術サービス	91.3	501.8	1936.6	7544.6
宿泊業、飲食サービス業	-91.4	28.7	153.4	1307.1
生活関連サービス、娯楽	110.7	405.5	1944.2	12021.0
他サービス	66.8	454.0	1459.6	4065.4

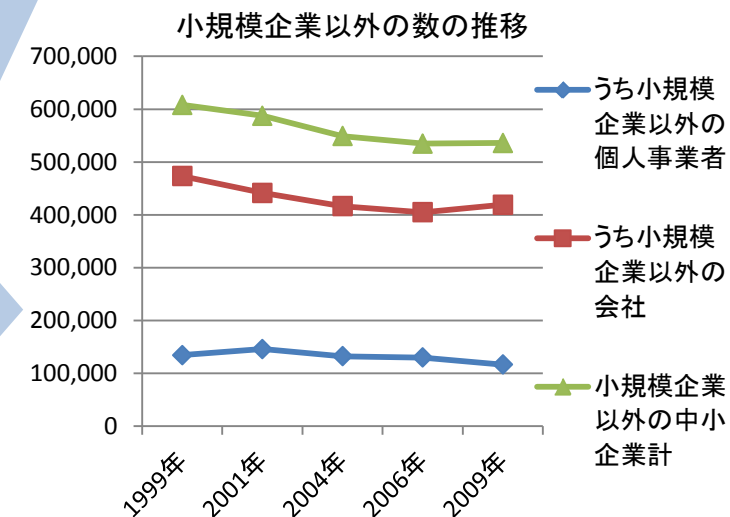
1-2 小規模事業者を巡る現状②

○小規模企業の数、全体として減少しているが、減少しているのは個人事業者であり、会社形態をとる小規模企業は近年増加(小規模企業以外は個人事業者及び会社の双方が減少)。

	1999年	2009年	減少数
中小企業	4,836,763 (100.0%)	4,201,264 (86.9%)	▲635,499 (▲13.1%)
うち小規模企業	4,228,781 (100.0%)	3,665,361 (86.7%)	▲563,420 (▲13.3%)
うち小規模企業以外	607,982 (100.0%)	535,903 (88.1%)	▲72,079 (▲11.9%)



		1999年	2001年	2004年	2006年	2009年
中小企業	個人事業者	3,191,610 (100.0%)	3,094,116 (96.9%)	2,817,596 (88.3%)	2,704,461 (84.7%)	2,425,953 (76.0%)
	会社	1,645,153 (100.0%)	1,595,492 (97.0%)	1,508,194 (91.7%)	1,493,258 (90.8%)	1,775,311 (107.9%)
	計	4,836,763 (100.0%)	4,689,608 (97.0%)	4,325,790 (89.4%)	4,197,719 (86.8%)	4,201,264 (86.9%)
うち小規模企業	個人事業者	3,057,072 (100.0%)	2,948,135 (96.4%)	2,685,166 (87.8%)	2,574,668 (84.2%)	2,309,259 (75.5%)
	会社	1,171,709 (100.0%)	1,154,034 (98.5%)	1,091,697 (93.2%)	1,088,401 (92.9%)	1,356,102 (115.7%)
	計	4,228,781 (100.0%)	4,102,169 (97.0%)	3,776,863 (89.3%)	3,663,069 (86.6%)	3,665,361 (86.7%)
うち小規模企業以外	個人事業者	134,538 (100.0%)	145,981 (108.5%)	132,430 (98.4%)	129,793 (96.5%)	116,694 (86.7%)
	会社	473,444 (100.0%)	441,458 (93.2%)	416,497 (88.0%)	404,857 (85.5%)	419,209 (88.5%)
	計	607,982 (100.0%)	587,439 (96.6%)	548,927 (90.3%)	534,650 (87.9%)	535,903 (88.1%)



資料：1999年～2006年は総務省「事業所・企業統計調査」再編加工、2009年は総務省「平成21年経済センサス基礎調査」再編加工
(注) ()内は1999年を100%としたときの比率

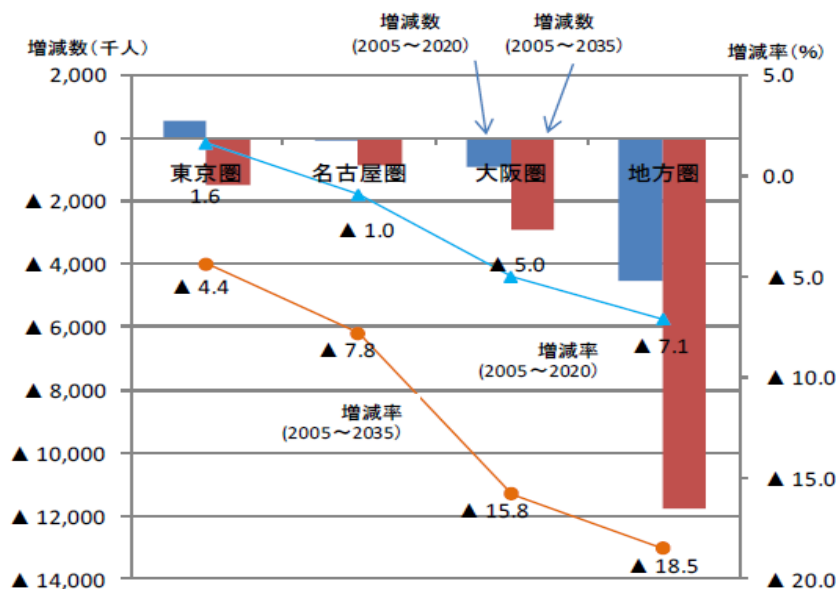
2. なぜ今小規模事業者を 支援すべきか

2-1 近年の日本経済の構造変化①

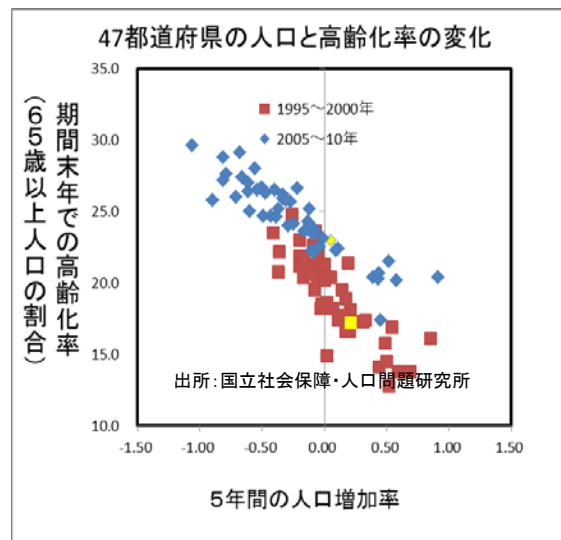
○少子高齢化、過疎化、都市一極集中により地域経済が疲弊。

- ・日本の人口減少、高齢化はこの10年で進展。特に地方圏になるほど人口減少、高齢化ともに深刻。
- ・これに伴い、地方圏のGDPが減少してきている。

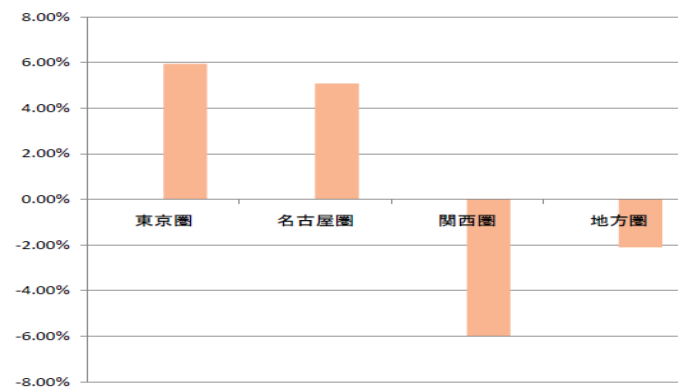
地域別の人口増減数及び増減率



出所: 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所
 「日本の都道府県別将来推計人口(平成19年5月推計)」により経済産業省作成。
 東京圏: 埼玉・千葉・東京・神奈川、名古屋圏: 岐阜・愛知・三重、
 関西圏: 京都・大阪・兵庫・奈良、地方圏: 三大都市圏以外



地域別GDPの推移(96年→06年の成長率)

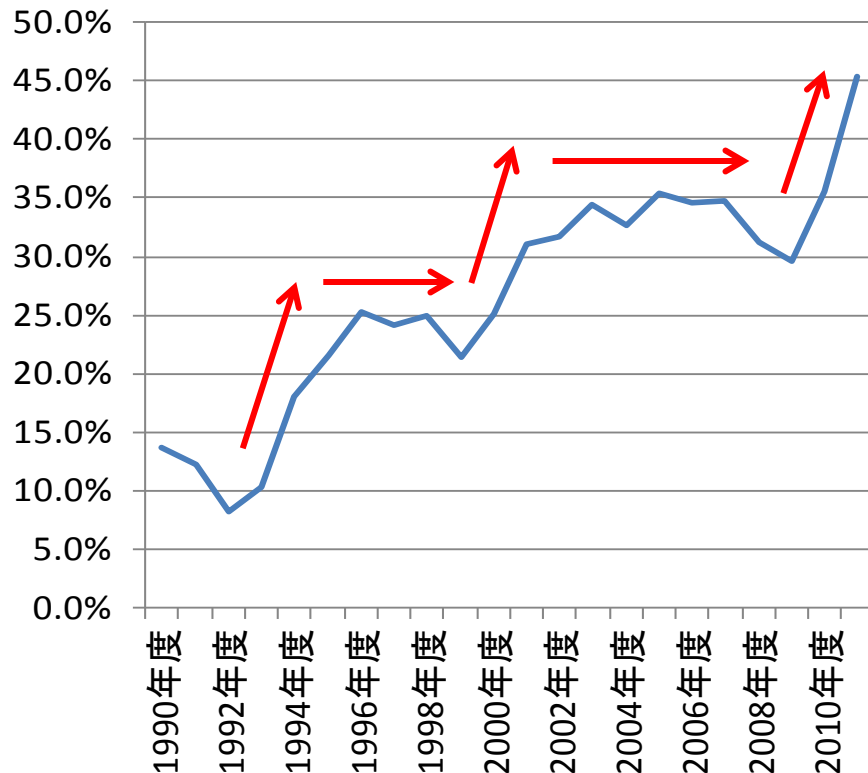


出所: 内閣府「県民経済年報」
 東京圏: 埼玉・千葉・東京・神奈川、名古屋圏: 岐阜・愛知・三重、
 関西圏: 京都・大阪・兵庫・奈良、地方圏: 三大都市圏以外

2-1 近年の日本経済の構造変化②

- 大企業の国内拠点の閉鎖・再編、海外進出により、国内における産業と雇用への影響が懸念。
- ・ 大企業は、東日本大震災、円高の継続等を背景に生き残りをかけて、構造改革や海外進出を促進。
 - ・ 雇用の場、下請企業への影響が懸念。

海外設備投資比率の推移






出所：日本政策投資銀行「設備投資計画調査」

※ 海外設備投資比率



＝海外設備投資／(国内設備投資＋海外設備投資)

※ 調査対象は資本金10億円以上の大企業(製造業・非製造業)。

国内拠点の閉鎖・再編

	縮小事業	人員削減 (グローバル)
パナソニック 	・プラズマパネルの生産を縮小 ・LEDモジュール等の生産拠点を閉鎖	約38.5万人 →約35万人 【2011年度】
ソニー 	・国内3拠点のリチウムイオン電池の組立工程を中国・シンガポールに移管 ・ケミカル事業を売却	約1万人(うち国内約3千人) 【2012年度】
ルネサス 	・生産拠点を再編し、前工程は大口径化とアウトソース化、後工程はアウトソース化と海外シフトを加速	5千数百人規模(国内) 【2012年度】

海外進出

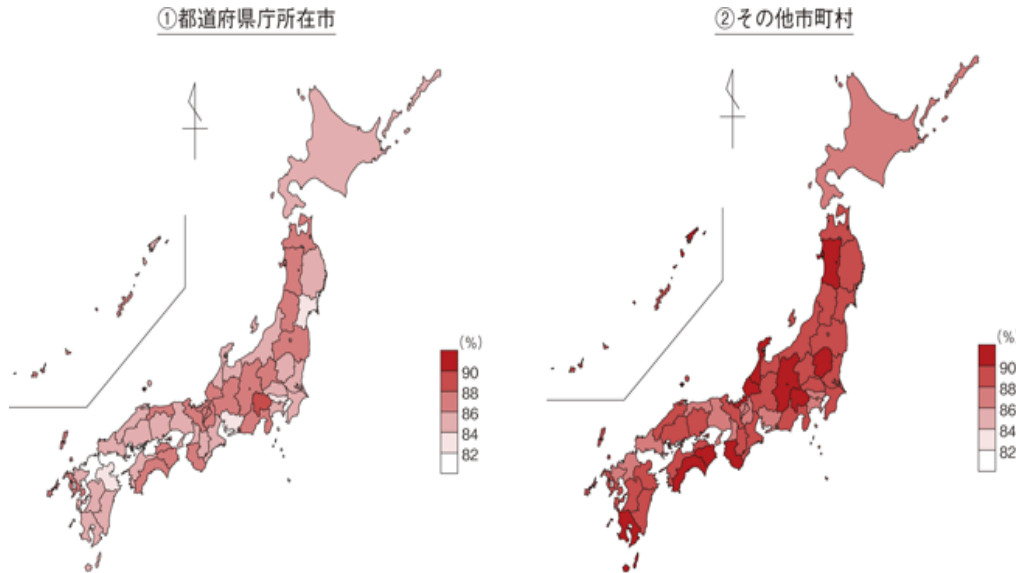
日産 	・北米自由貿易協定(NAFTA)や南米南部共同市場(メルコスル)など、40カ国以上とFTAを結ぶメキシコで、日産は米国・ブラジル向け自動車の生産体制を強化。
トヨタ 	・トヨタは米韓FTAの締結を受け、米国工場生産したセダン「カムリ」やミニバン「シエナ」の対韓輸出を開始。

→ 2012年7月、国内乗用車8社の海外生産は、合計で前年同月比25%増。他方、輸出台数は微減に止まり、現地シフトが鮮明に。

2-2 小規模事業者の我が国経済にとっての意義

○小規模事業者は、雇用の面などにおいて、地方経済を支えている。

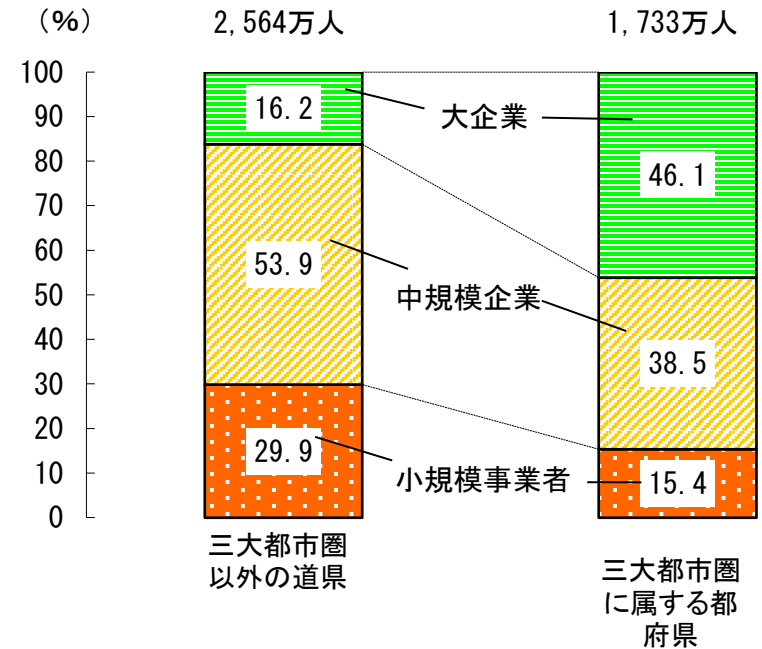
都道府県庁所在市とその他の市町村における小規模事業者比率
(非一次産業・民営)



資料：総務省「平成21年経済センサス-基礎調査」再編加工

- (注) 1. 「都道府県庁所在市」について、東京都は特別区。
2. 「①都道府県庁所在市」全体の小規模企業比率は84.2%、「②その他市町村」全体の小規模企業比率は88.5%。
3. 非一次産業を集計している。

三大都市圏以外の道県と三大都市圏に属する都府県における規模別の常用雇用者・従業者割合の比較



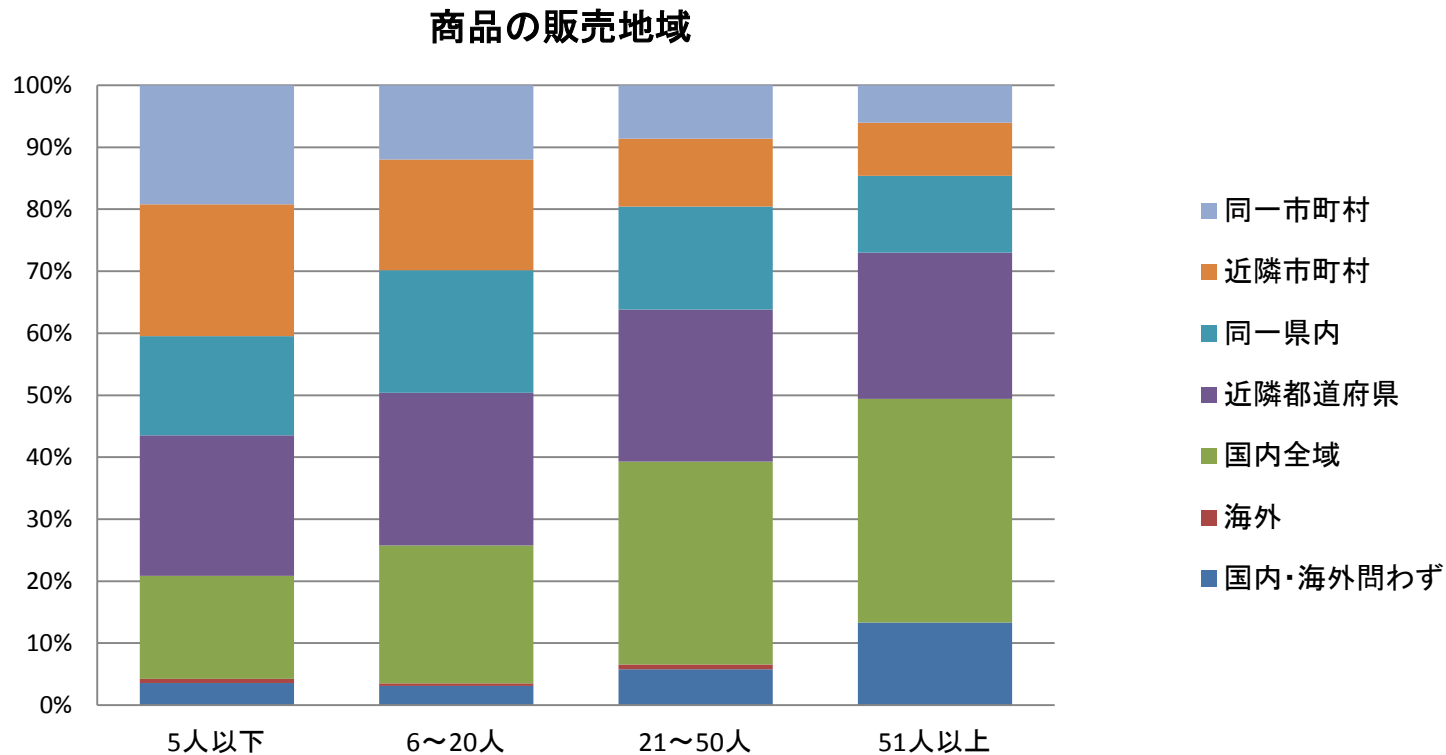
資料：総務省「平成21年経済センサス-基礎調査」再編加工

(注)1. ここでは三大都市圏を、関東大都市圏、中京大都市圏、京阪神大都市圏とし、三大都市圏に属する都府県を埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県としている。 2. 常用雇用者・従業者の数は、本社の所在する都道府県に計上している。

	小規模企業	大企業
東京都	8.0%	63.7%
大阪府	18.3%	37.7%
山梨県	37.1%	10.7%
高知県	37.9%	8.2%
和歌山県	38.1%	13.2%

2-2 小規模事業者の我が国経済にとっての意義

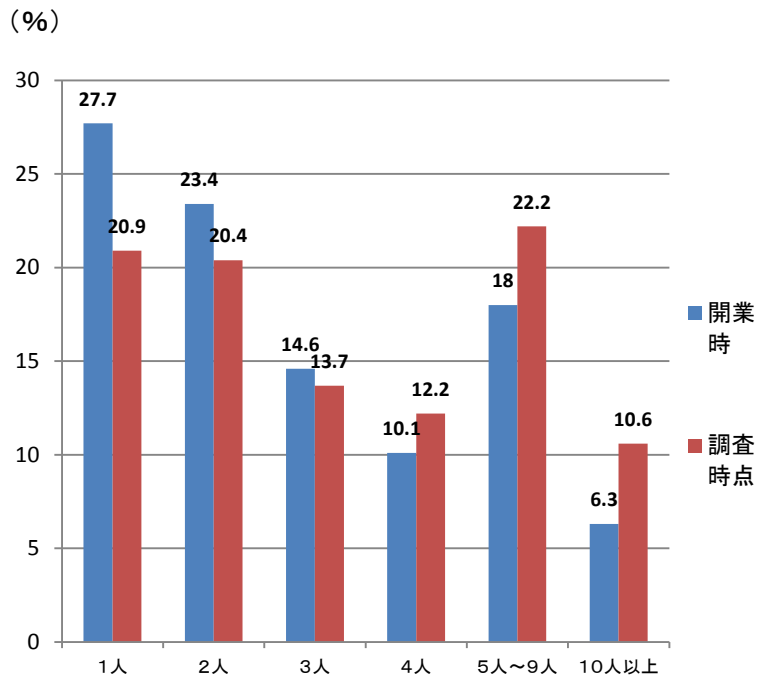
○小規模事業者の商品の販売地域は、同一市町村～同一県内が5割以上を占めており、地元の需要を賄う役割がある。



出典：平成24年度中小企業基本実態調査

2-2 小規模事業者の我が国経済にとっての意義

- 起業時の平均従業員数は約4人であり、小規模事業者として創業するケースが多い。
- 起業後は従業員の増加率も高く、3年後には5人以上が半数近くを占める。
- 企業規模別に見ても、2001年～2006年にかけて、従業員5人未満の小さな企業が我が国に雇用を創出。

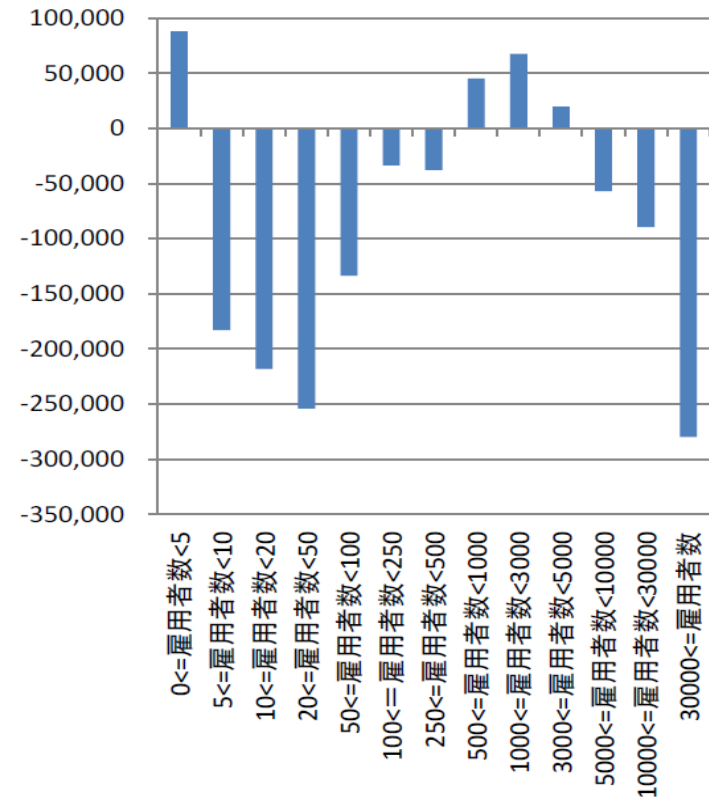


※経営者含む

※調査対象：日本政策金融公庫が融資した企業のうち、融資時点で開業後2年超3年以内の企業

(単位:人)

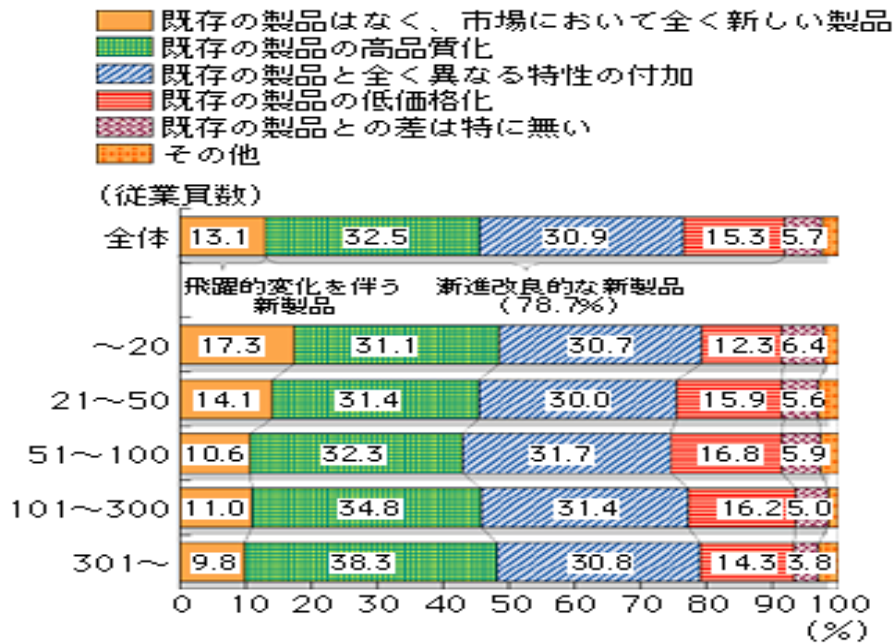
企業規模別の雇用の純増減



2-2 小規模事業者の我が国経済にとっての意義

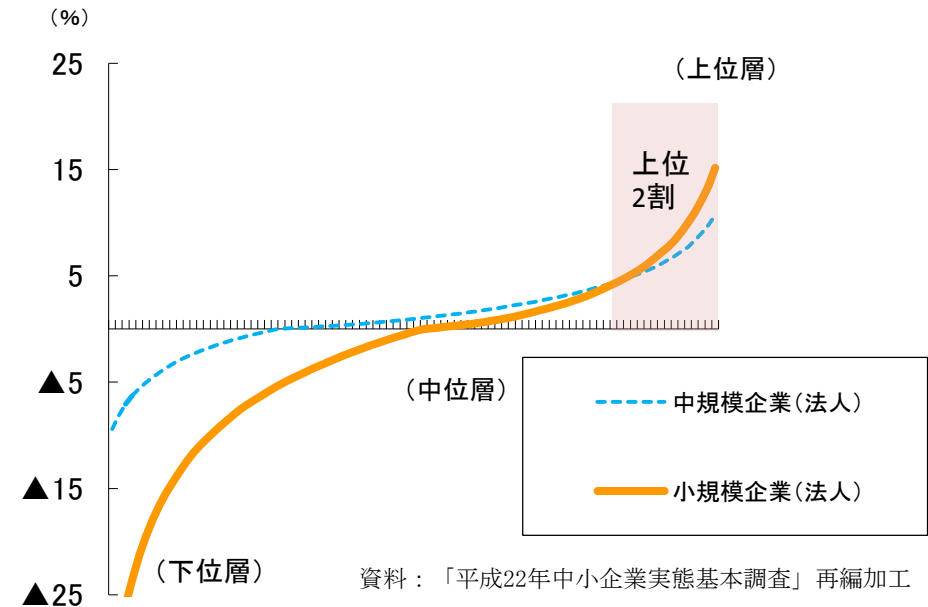
- 規模が小さい企業ほど、「市場において全く新しい製品」を導入する割合が高い。
- 小規模事業者の上位2割の利益率は、中規模企業の同位の利益率よりも高い。

企業規模と差別化行動の関係



資料：(社)中小企業研究所「製造業販売活動実態調査」(2004年11月)
 (注)新製品を導入する際に、「市場に出回っている既存の製品との差別化」の内容を尋ねている。

小規模企業の潜在力



横軸：売上高経常利益率の順位を下から数えた企業群(パーセンタイル)
 縦軸：売上高経常利益率

2-2 小規模事業者の我が国経済にとっての意義:まとめ

- 日本国内において、少子高齢化や過疎化、都市一極集中などの構造的変化が生じており、特に地方において顕著に影響が生じている。このため、疲弊した地方の活性化のため、地域経済に焦点を当てた中小企業施策が必要。
- さらに、我が国の競争力の源泉たる中小企業・小規模事業者の新たなチャレンジを応援し、日本経済の再興につなげることが重要。

(1) 国内における構造変化

- ・少子高齢化
- ・過疎化
- ・都市一極集中

(2) 国際的な環境の変化

- ・新興国技術力の向上
- ・企業の海外進出の増加

・それぞれの地域の活性化の必要

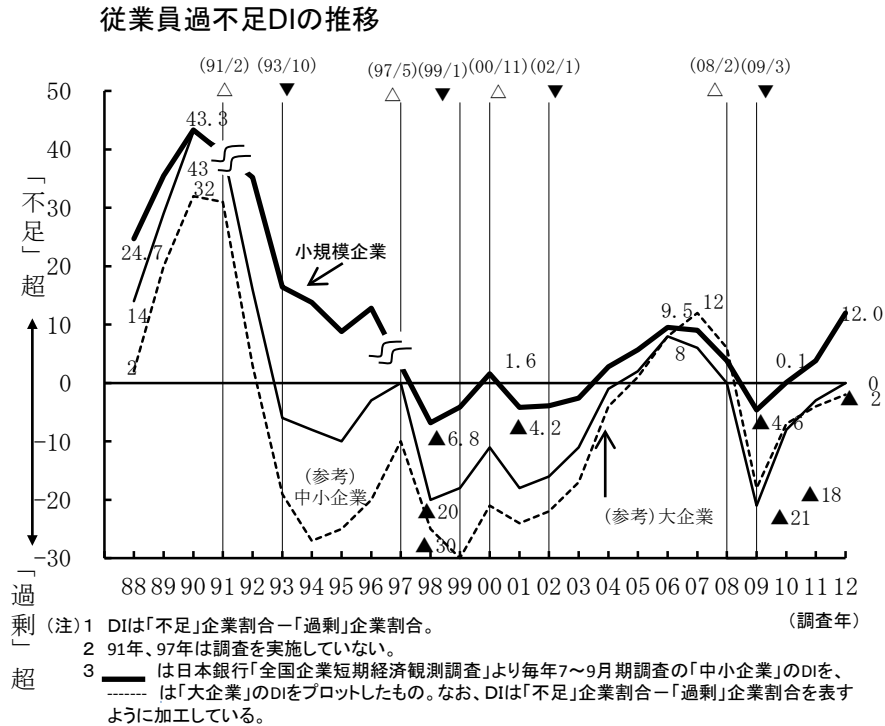
・我が国の競争力を高める必要

○地域経済に焦点を当てた中小企業施策の必要性

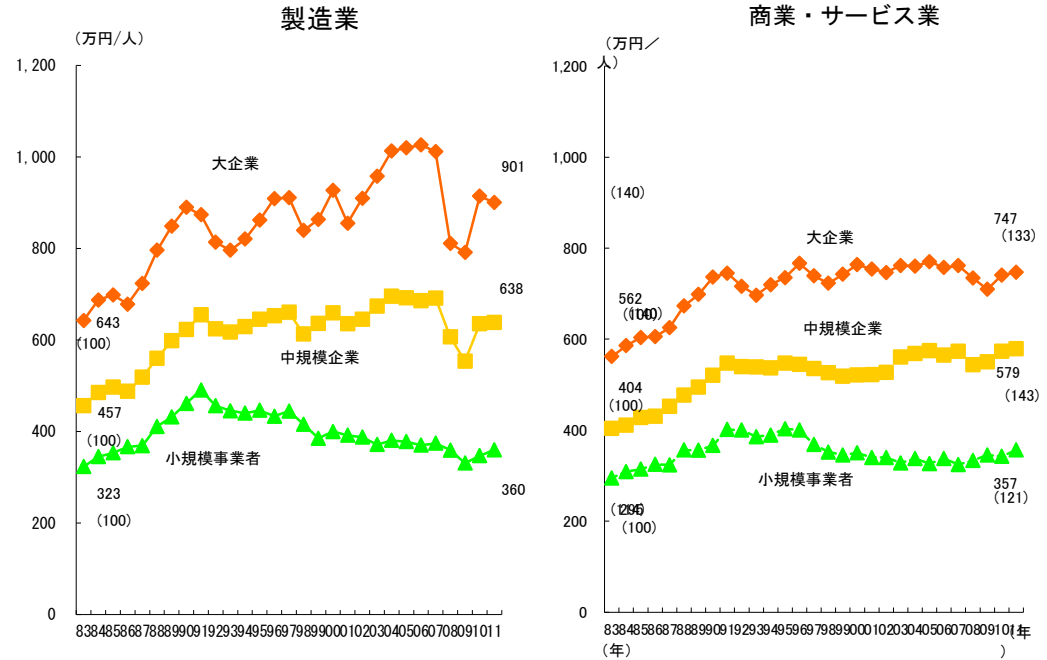
○小規模企業のチャレンジを支援する必要性

2-3. (1)小規模事業者に通ずる課題 ①労働・人材

- 小規模事業者については、一般に人材の不足感が強い。
- 労働生産性の格差が、大企業と小規模企業間だけでなく、中規模企業と小規模事業者間でも広がっている。



日本政策金融公庫『小企業の雇用動向調査結果』



資料：財務省「法人企業統計年報」再編加工

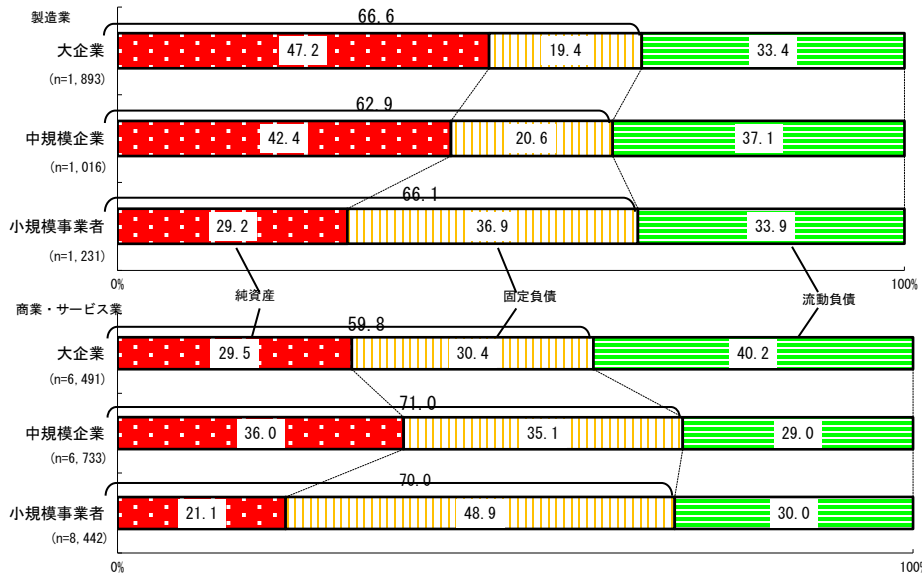
- (注) 1. 数値は中央値。
 2. () の数値は、1983年の各規模の値を100としたときの2011年の数値。
 3. 労働生産性=付加価値額/従業者数、付加価値額=人件費+支払利息等+動産・不動産賃借料+租税公課+営業純益
 4. ここでいう、商業・サービス業とは、小売業、卸売業、各サービス業の総称をいう。

2-3 (1) 小規模事業者に通ずる課題 ②金融

- 小規模事業者は、中規模企業に比べ、純資産が少なく、固定負債が多い。
- 過去の推移を見ても、中規模、大規模企業の自己資本比率が増加する中、小規模企業の自己資本比率は低く、増加率も小さい。
- このため、売上げが悪化した場合、すぐに資金繰りが困難になるケースが多い。

規模別の財務構造

第1-1-38図 規模別の財務構造

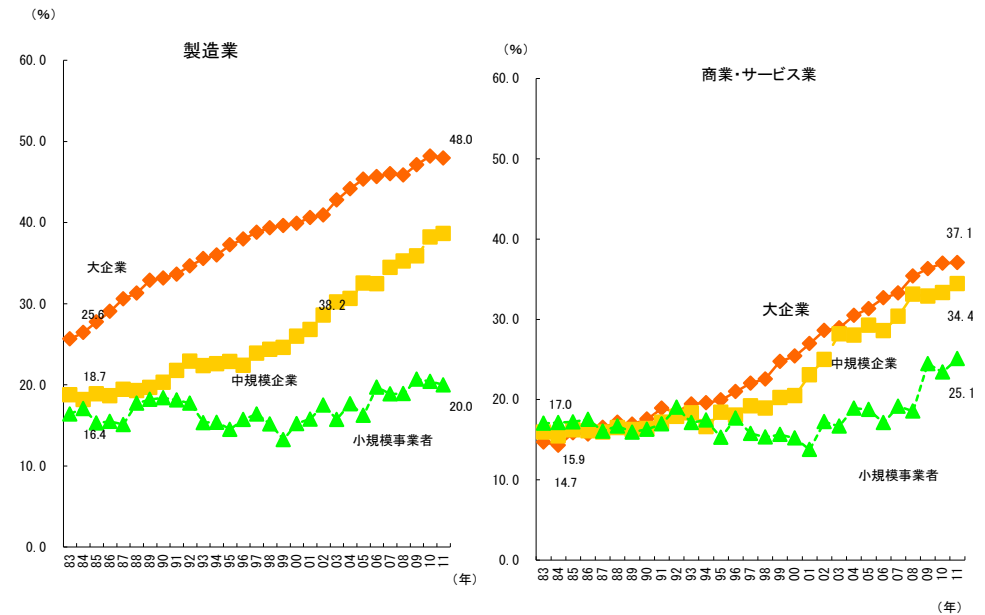


資料：中小企業庁「平成23年中小企業実態基本調査」再編加工、経済産業省「平成23年企業活動基本調査」再編加工

(注)1. ここでいう商業・サービス業とは、小売業、卸売業、各サービス業を総称したものをいう。

2. 中規模企業、小規模事業者の数は平成23年中小企業実態基本調査より、大企業の数は平成23年企業活動基本調査より。

規模別の自己資本比率の推移



資料：財務省「法人企業統計年報」再編加工

(注)1. 数値は中央値。

2. 自己資本比率 = 純資産 / 総資産。

2-3 (1)小規模事業者に通ずる課題③販路開拓

○売上の停滞・減少に直面している企業が多く、倒産要因にもなっている。

— 個人事業者の経営上の問題は、売上の停滞・減少が特に大きい。

— 倒産原因は、従業員9人以下では販売不振が7割弱を占めている(従業員100～299人では5割弱)。

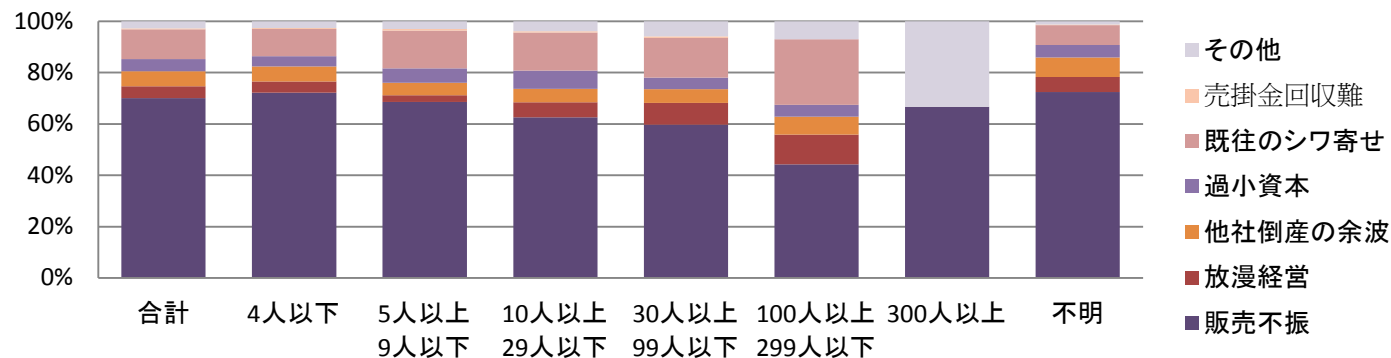
表IV-1 産業、事業経営上の問題点別事業所の割合(複数回答:上位5位)

(%)

製造業		卸売業、小売業		宿泊業、飲食サービス業		サービス業	
需要の停滞(売上の停滞・減少)	71.6	需要の停滞(売上の停滞・減少)	79.1	需要の停滞(売上の停滞・減少)	71.9	需要の停滞(売上の停滞・減少)	72.9
原材料価格・仕入価格の上昇	39.4	大手企業・同業者との競争の激化	52.8	原材料価格・仕入価格の上昇	60.1	大手企業・同業者との競争の激化	48.0
販売価格の低下・値引要請	38.1	販売価格の低下・値引要請	37.2	建物・設備の狭小・老朽化	35.6	建物・設備の狭小・老朽化	31.2
建物・設備の狭小・老朽化	30.4	製品・商品ニーズの変化への対応	33.4	大手企業・同業者との競争の激化	28.9	後継者難	24.1
後継者難	29.0	原材料価格・仕入価格の上昇	32.3	資金繰りの悪化	25.2	原材料価格・仕入価格の上昇	23.3

資料:個人企業経済調査(構造編)平成24年結果

倒産原因別・従業員規模別倒産件数割合

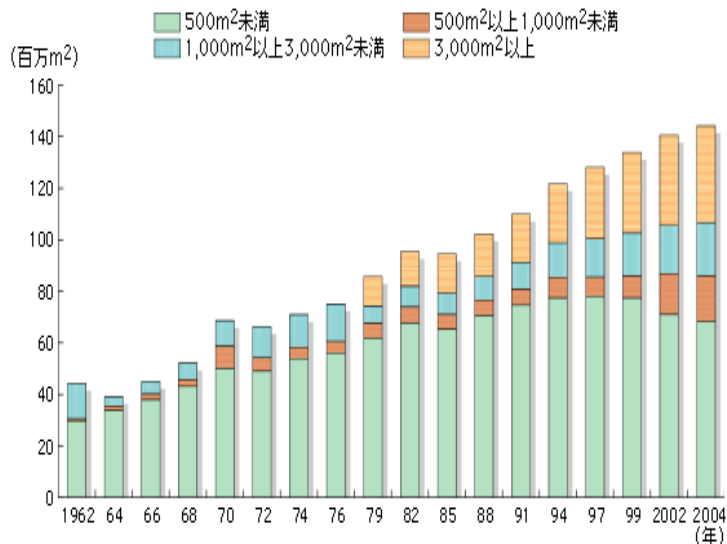


資料:平成24年企業倒産調査年報

2-3 (2) 小規模事業者の課題(商店街)

- 地域に密着した活動を通じて地域経済を支える商店街の衰退が著しく、年間販売額・事業所数ともに1997年から2007年の10年間で8割を切る水準に落ち込んでいる。
- また、商店街の高齢化の進展は喫緊の課題であるにもかかわらず、後継者対策が不十分。

規模別店舗総面積の推移
～店舗面積500m²未満店舗の区分で大きく減少～

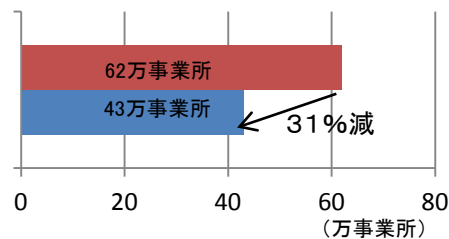


資料：経済産業省「商業統計表」
(注) 商業統計表では、1997年以降3,000m²以上の店舗面積のうち、6,000m²以上も区分して調査を実施。なお、「3,000m²以上」の調査を開始したのは、1979年以降。それ以前の最大区分は「1,500m²以上」。

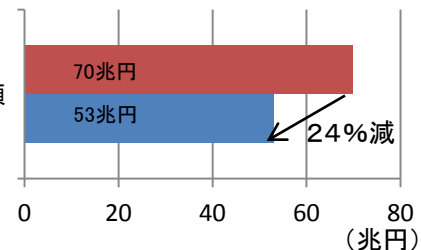
■ 1997年度

■ 2007年度

事業所数

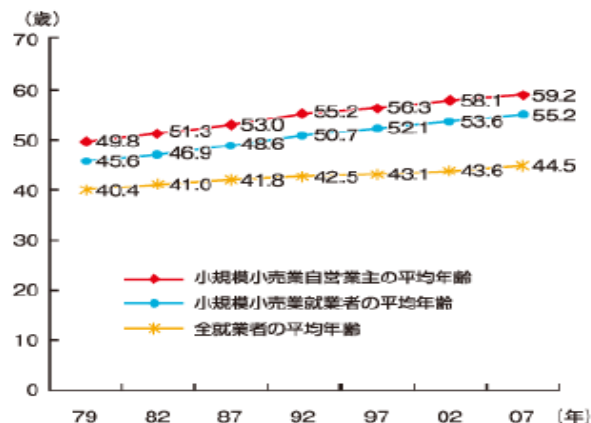


年間販売額



出典：経済産業省「商業統計」

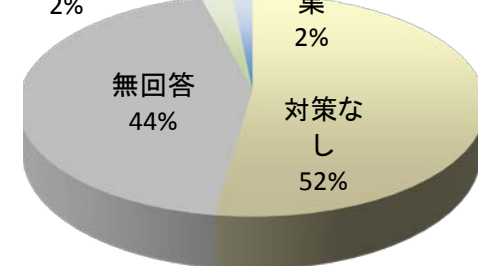
小規模小売業従事者等の平均年齢の推移



資料：総務省「就業構造基本調査」再編加工

(注) 小規模小売業とは、「勤め先・業主などの企業全体の従業員数」が1～4人の小売業をいう。

後継者対策の現状】外部から後継者を募集
研修を実施



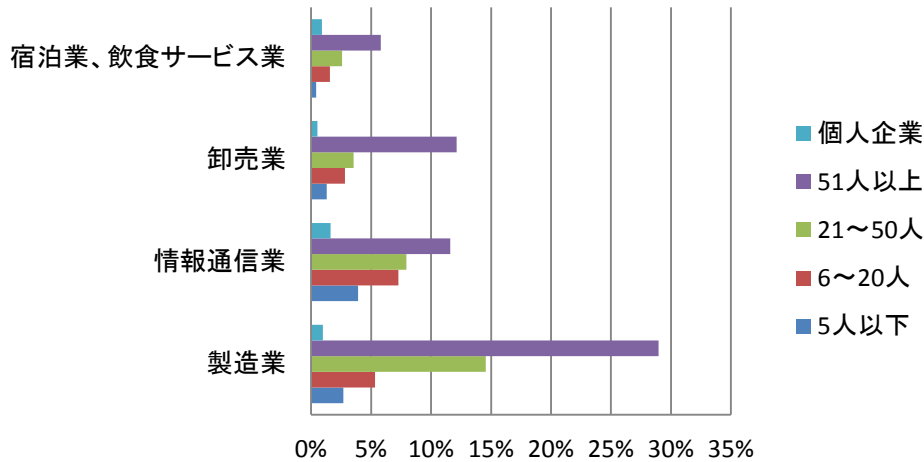
出典：中小企業庁「商店街実態調査」

2-3 (2) 小規模事業者の課題(技術)

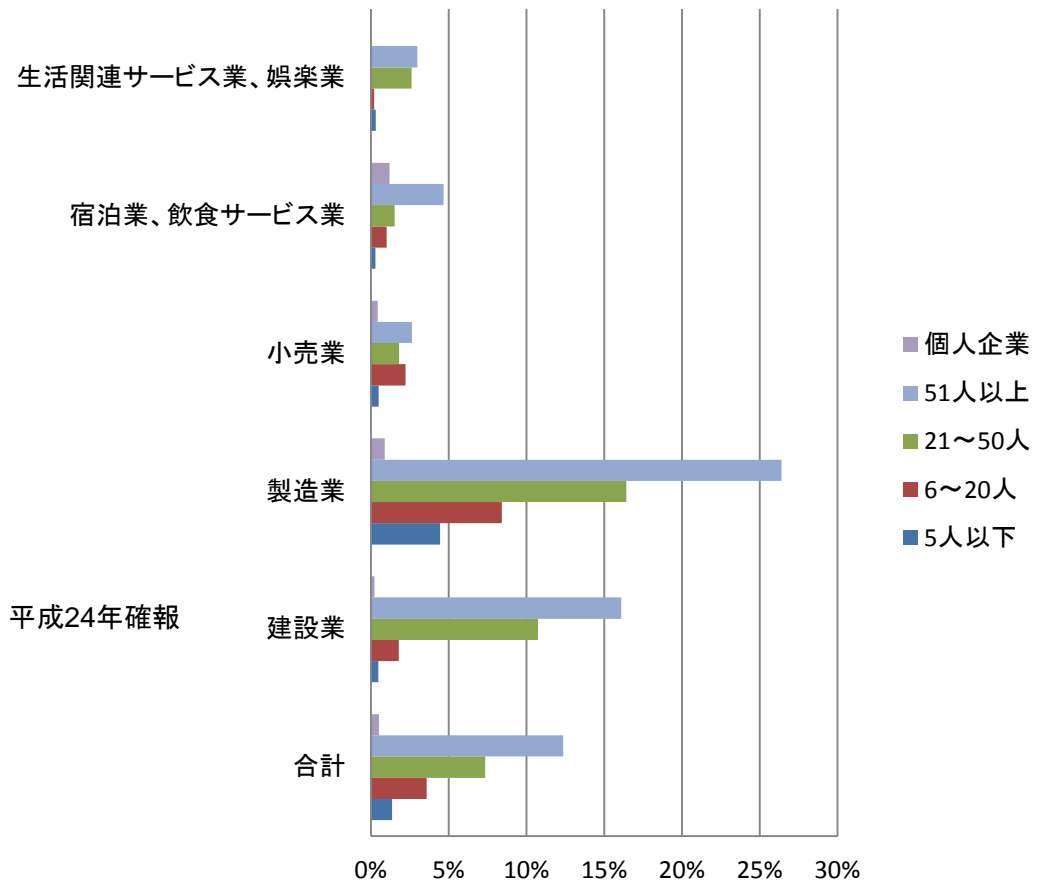
○研究開発を行う企業の比率は、従業員規模5人以内と51人以上とで(製造業で3%と29%など)大きく異なり、小規模企業には技術開発のハードルが高い。

○特許・実用新案等の保有状況も、小さな企業ほど低い。

研究開発実施企業の比率



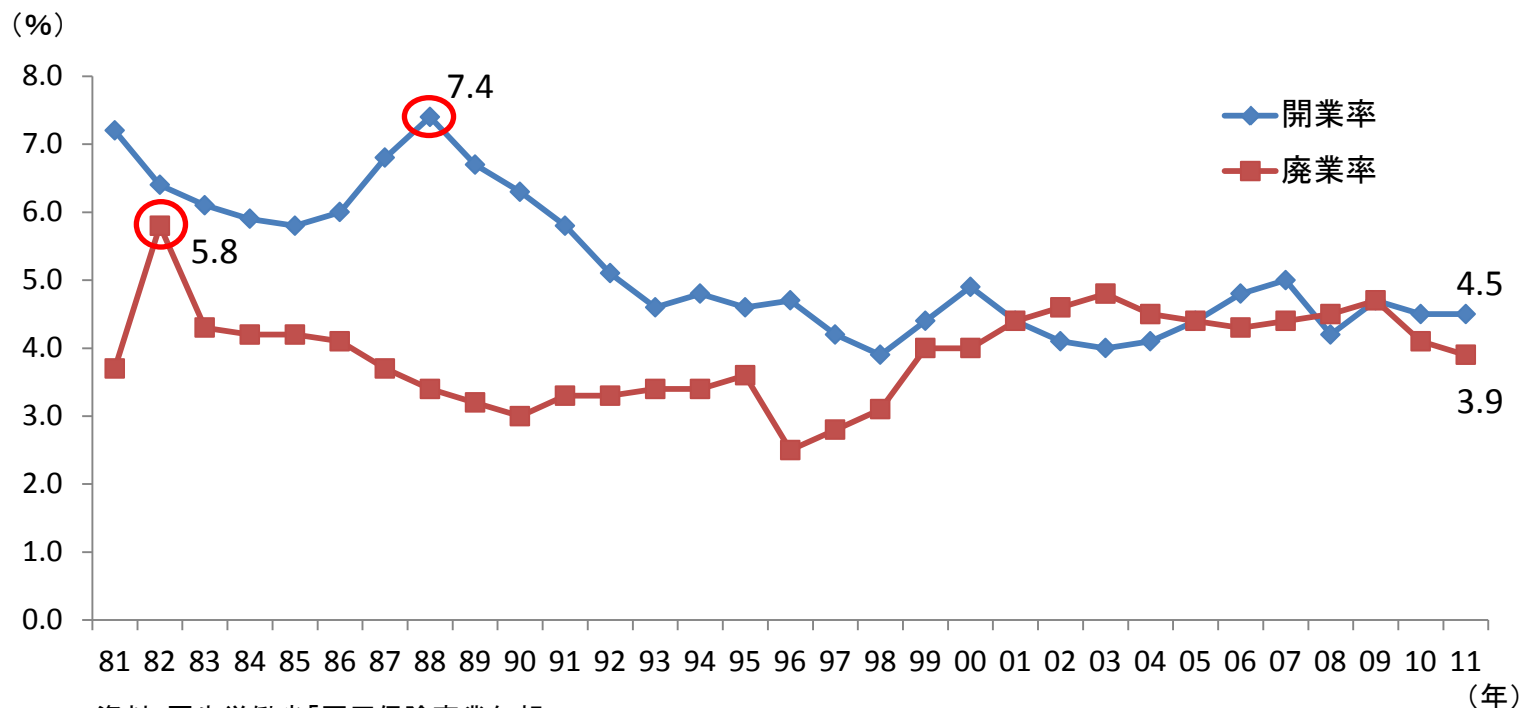
特許権・実用新案権・意匠権を保有する企業の比率



出典: 中小企業実態基本調査 平成24年確報

2-3 (2) 小規模事業者の課題(開業率)

○我が国の開業率は、1988年以降減少しており、特にここ10年は廃業率と逆転関係にあることも多い。



資料: 厚生労働省「雇用保険事業年報」

(注) 1. 開廃業率は、雇用保険の適用事業所(206.5万事業所[2012年度末])ベースで、以下により算出。

開業率=当該年度に雇用関係が新規に成立した事業所数/前年度末の適用事業所数×100

廃業率=当該年度に雇用関係が消滅した事業所数/前年度末の適用事業所数×100

2. 雇用保険は、1週間の所定労働時間が20時間以上で、31日以上の雇用見込みがある者は加入。

3. 雇用保険の適用事業所ベースで開廃業率を算出した場合、以下の制約がある。

- ①事業所単位になるため、支店の新設・廃止も開廃業率としてカウントされる
- ②従業員を雇用していない場合は開廃業率の計算の対象外となる

2-3 (2) 小規模事業者の課題(事業承継)

○小規模企業において事業継続希望が5割以上存在するが、後継者がいない、見つからないという後継者難によって、廃業を余儀なくされているケースが半数以上(約54%)ある。

○特に我が国のものづくり企業において、後継者不足や経営の行き詰まりにより事業承継が円滑に進まないまま、技術・技能・知識を有する企業が倒産・消滅し、貴重な経営資源が失われつつある。

<企業規模別 経営者引退後の事業継続の方針>

	事業を継続させたい	まだ決めていない	事業をやめたい
中小企業 (n=4,418)	72.8%	20.6%	6.6%
うち小規模企業 (n=1,882)	57.2%	29.1%	13.7%
うち小規模企業以外 (n=2,529)	84.5%	14.2%	1.3%

資料: 中小企業庁委託「中小企業の事業承継に関するアンケート調査」(2012年11月、榊野村総合研究所)

(注) 1. アンケート対象: 経営者の年齢50歳以上

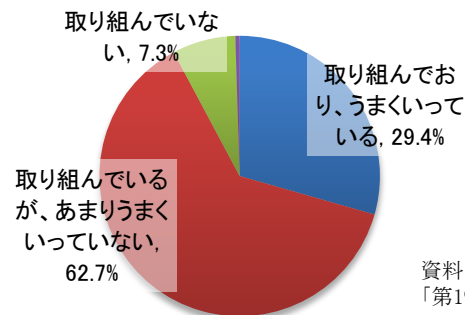
2. 中小企業4,418社には規模不明の中小企業7社が含まれる。

<小規模企業の廃業したい理由> (n=710)

①事業に将来性がない	35.9%
②地域に需要・発展性がない	5.1%
③息子・娘がいない	5.9%
④息子・娘に継ぐ意志がない	27.3%
⑤適当な後継者が見つからない	21.4%
⑥その他	4.4%

後継者難
54.6%

<ベテラン従業員から若手従業員への技能承継の取組み実態>



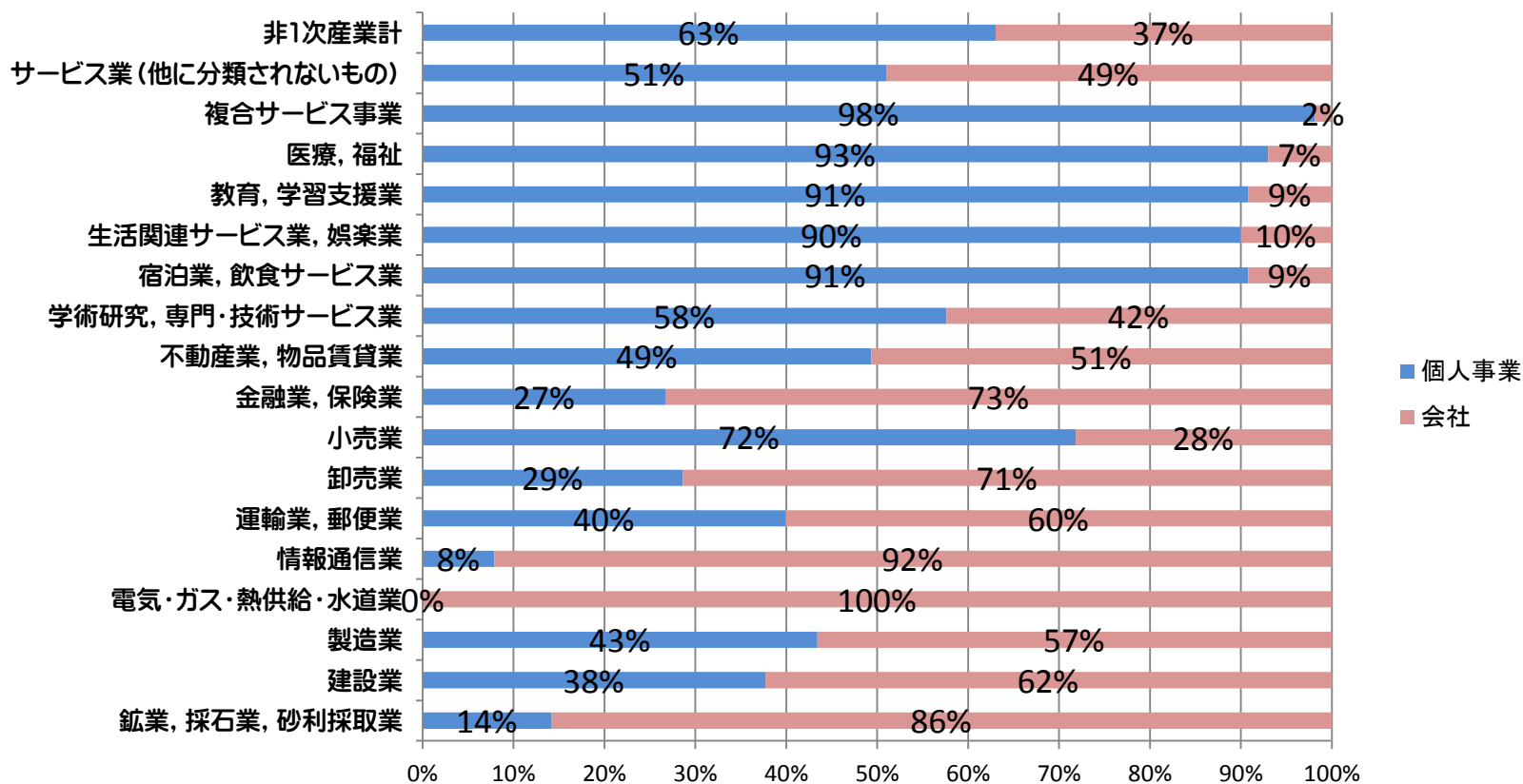
資料: 中小企業金融公庫総合研究所
「第193回中小企業動向調査」(2007年)

資料: 中小企業庁委託「中小企業の事業承継に関するアンケート調査」(2012年11月、榊野村総合研究所)

(注) アンケート対象: 経営者の年齢50歳以上

2-3 (2) 小規模事業者の課題(個人事業と法人)

○法人化率(会社数/(会社数+個人事業者数))は、小規模事業者(うち非一次産業)全体で37%だが、電気ガス業や情報通信業のほか、鉱業、金融業、卸売業等で特に高く、宿泊・飲食・サービス業、生活関連サービス業で著しく低い。



2-3 (2) 小規模事業者の課題(個人事業と法人)

- 日本の個人事業形態の中小企業は典型的には被用者(家族を除く)ゼロ人、総資産残高18百万円、売上高18百万円という姿であり、いずれも会社形態の中小企業の5分の1程度の水準。
- 日本の個人事業形態の中小企業の売上高は2000年以降ほぼ一貫して減少し、2007年には2000年の8割強の水準にまで落ち込む一方、会社企業の場合、2003年以降は横ばいで2000年と比較して9割程度の水準にとどまる。

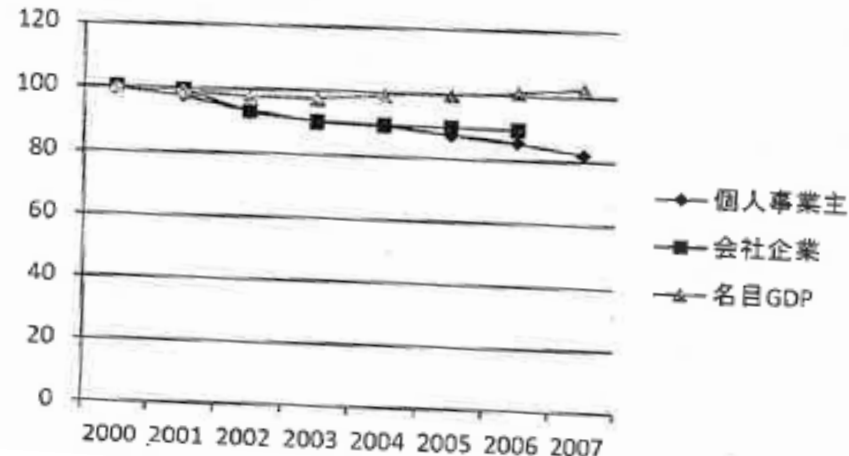
日本における個人事業形態の中小企業の姿(中央値、2007年)

	企業数 (社)	被用者 数(人)	総資産残高 (百万円)	借入金 残高 (百万 円)	売上高 (百万 円)	売上高総 利益 (百万 円)	営業利 益 (百万 円)	所得 (百万 円)	専従者 控除 (百万 円)	事業主 貸 (百万 円)
個人事業 主計	318,750	0	18.0	9.8	18.1	10.8	2.7	2.1	0.6	4.0
中小企 業・会 社	750,881	5	78.9	46.9	117.0	38.0	1.0	0.4	—	—

(注) 1. 中小企業・会社のデータは2006年
 2. 中小企業・会社の場合、被用者数は役員を含む従業員数、所得には経常利益をそれぞれ利用
 3. 貸借対照表項目の係数の標本企業数は16万3,936社

(資料)日本の個人事業形態の中小企業の姿と近年における経営財務状況
 -CRDの分析結果から-(鹿野嘉昭氏)CRD協会運営のCRDに基づき鹿野氏作成

図1 個人事業形態の中小企業の売上高の推移
 (a) 名目GDP、会社企業との比較



(資料)日本の個人事業形態の中小企業の姿と近年における経営財務状況
 -CRDの分析結果から-(鹿野嘉昭氏)CRD協会運営のCRDに基づき鹿野氏作成

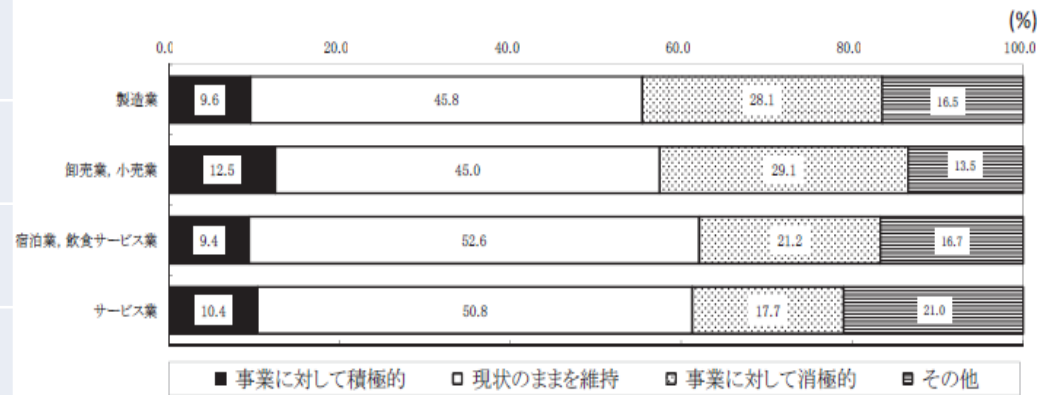
2-3 (2) 小規模事業者の課題(個人事業と法人)

- いずれの業種も、具体的に法人化を予定している個人事業主は1%前後。
- 今後の事業展開として、現状維持が約半数、事業に対して消極的が約2割、特に考えたことはないが約1.5割を占め、経営多角化等を検討している者は、ほぼいない。

産業、事業主の法人化の予定別事業所分布 (%)

	予定がある	予定がない	未定
製造業	0.9	91.9	7.1
卸売業、小売業	1.5	91.1	7.5
宿泊業、飲食サービス業	1.4	93.9	4.7
サービス業	1.2	94.0	4.8

産業、今後の事業展開別事業所の割合



注) 「事業に対して積極的」な事業所とは、「事業の拡大・店舗の増設を図りたい」、「事業の共同化・協業化・チェーン組織への加盟を図りたい」、「経営の多角化を図りたい」、「事業の専門化を図りたい」と回答した事業所をいう。

「事業に対して消極的」な事業所とは、「事業の規模を縮小したい」、「転業したい」、「休業したい」、「廃業したい」と回答した事業所をいう。

「その他」の事業所とは、「特に考えたことはない」、「その他」と回答した事業所をいう。

(出典)個人企業経済調査 平成24年結果

(資料)個人企業経済調査 平成24年結果

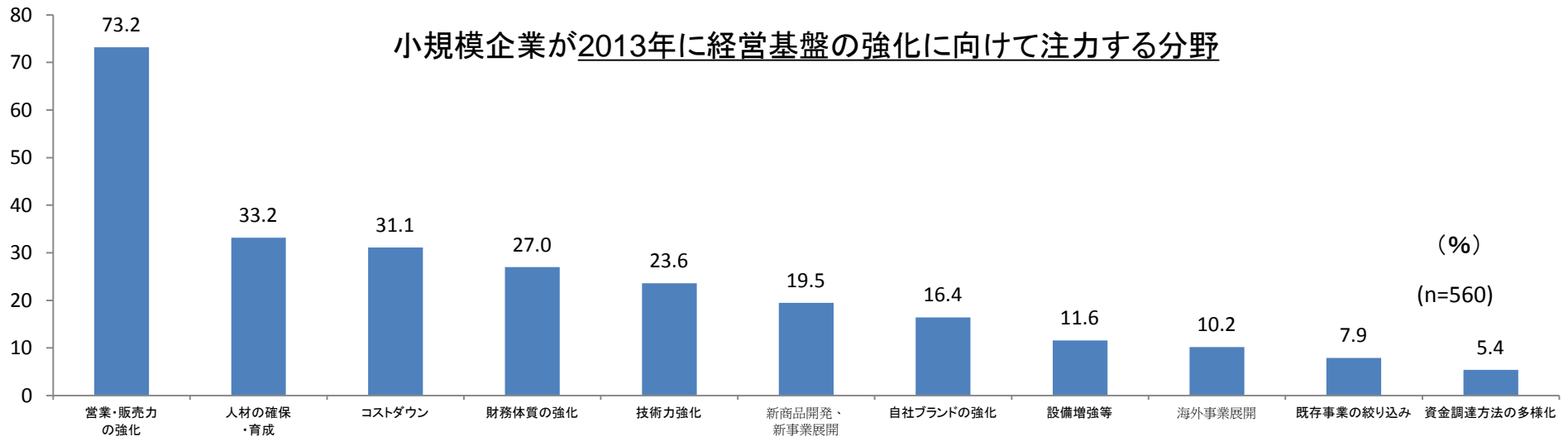
2-4 支援機関の課題(小規模事業者の経営課題の多様化)

○人口減少・少子高齢化、新興国との競争激化・新興国の市場拡大、国内取引構造の変質（日本の大企業の海外進出の進展等）等により、小規模事業者の経営課題・支援ニーズが多様化・複雑化。

○特に「営業力・販売力の強化」が経営基盤の強化に向けて注力する分野と答える小規模企業が多い。

小規模事業者の経営支援ニーズの複雑化・高度化

小規模企業が2013年に経営基盤の強化に向けて注力する分野



資料:(株)日本政策金融公庫「2013年の中小企業の景況見通し」(2012年)

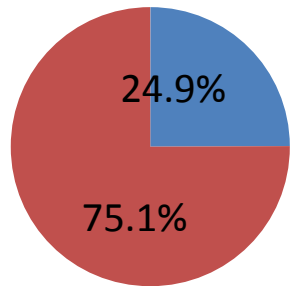
2-4 支援機関の課題(中小企業・小規模事業者の経営相談の現状)

○定期的な経営相談を行っている中小企業経営者は少ない。

○また、会計・財務・融資等については、専門家への相談が定着しているが、市場・販路や商品・サービス開発についての相談は、身内等が中心となっており、専門家への相談がほとんど行われていない。

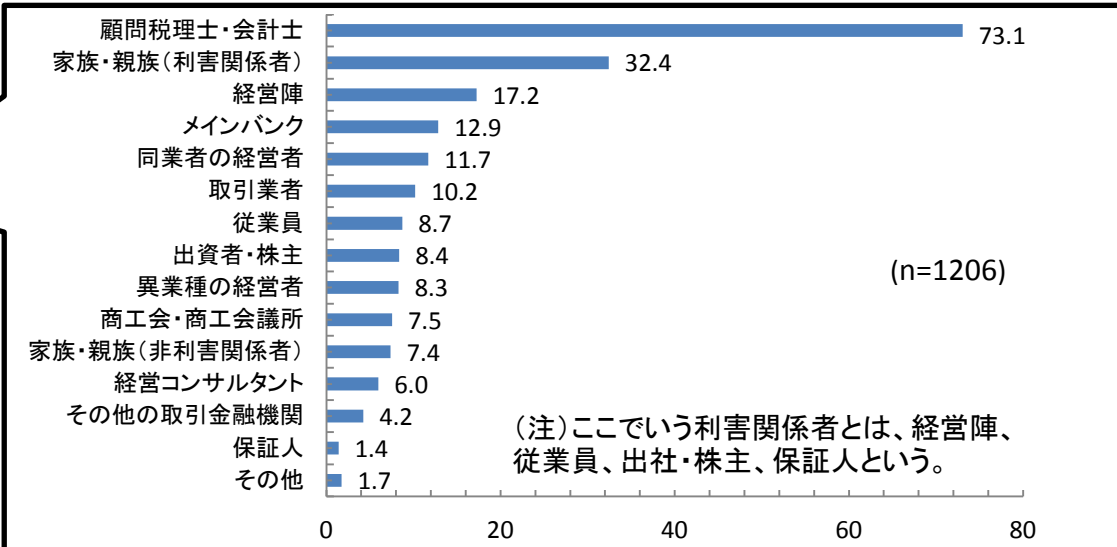
【小規模事業者の経営相談の状況】

- 定期的な経営相談をしている
- 定期的な経営相談をしていない



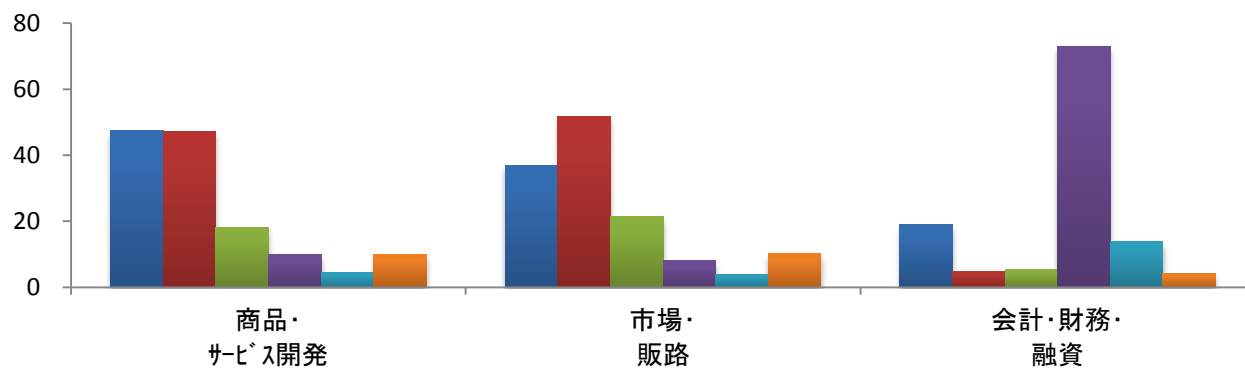
(n=4835)

(注)具体的な相談相手については、複数回答。



資料:中小企業庁委託「中小企業の経営者の事業判断に関する実態調査」(2011年12月、(株)野村総合研究所)

【経営課題に直面する中小企業が相談する相手】



- 家族・社内の人
- 同業の知人
- 異業種の知人
- 民間の専門家
- 公的機関の専門家
- その他の人

※公的機関の専門家には、商工会・商工会議所を含む。

資料:中小企業白書2008

3. 中小企業施策の変遷

3-1 中小企業施策の変遷

○これまで中小企業政策は、時代の要請に応じて基本理念が見直されつつ、金融政策、振興政策、指導・組織化政策など、様々な支援施策が整備・充実されてきた。

戦後復興期
(1945～)

高度成長期
(1955～)

安定成長期
(1970～)

転換期
(1989～)

現在

経済力の集中を防止、
健全な中小企業の育成

二重構造論：
中小企業と大企業との格差是正

やる気と能力のある
中小企業の支援

基本理念

- 中小企業庁設立(1948)
- 独占禁止法(1947)

- 中小企業基本法の制定(1963)

- 中小企業基本法の改正(1999)

- 中小企業基本法の改正(2013)

金融政策

- 商工組合中央金庫設立(1936)

- 国民金融公庫(1949)
- 中小企業金融公庫(1953)設立
- 中小企業信用保険法(1950)
- 信用保証協会法(1953)

- マル経融資制度創設(1973)

- 中小企業投資育成株式会社(1963)

- 株式会社日本政策金融公庫法(2007)
- 株式会社商工組合中央金庫法(2007)
- 信用保険制度の拡充(2007)
- 海外展開に伴う資金調達支援(2012)
- 中小企業倒産防止共済法の改正(2010)

- 中小企業相談所の設置(1948)

- 中小企業診断員登録制度(1953)

- 中小企業振興事業団設立(1967)
- 中小企業近代化促進法(1963)
- 高度化融資制度(1966)

- 中小企業基盤整備機構設立(2004)
- 中小ものづくり高度化法(2006)
- 認定経営革新支援機関(2012)

振興政策

- 青色申告制度(1949)

- 個別産業振興(機械工業振興臨時措置法(1956))

- 下請代金法(1956)
- 小規模企業共済法(1965)
- 官公需法(1966)

- 中小企業事業転換法(1976)

- 中小企業大学校(1980)

- 中小企業地域資源活用促進法(2007)

- 地域商店街活性化法(2009)
- 中小企業新事業活動促進法(2005)

- 新連携支援(2005)
- 農商工連携法(2008)

- 小規模企業共済法の改正(2009)

- 産業再生特別措置法(2009)
- 産活法の改正(2011)

組織化政策

- 商工会議所法(1953)

- 商工会法(1960)

- 商店街振興組合法(1962)

- 中小企業団体組織法(1957)

- 中小企業協同組合法(1949)

3-2 小規模事業者の位置づけと施策の変遷

中小企業基本法(1963年制定)

中小企業基本法(1999年改正)

中小企業基本法(2013年改正)

中小企業像

社会的弱者(画一的な捉え方)

中小企業像

我が国経済の基盤・ダイナミズムの源泉

小規模事業者の意義

地域経済の安定と経済社会の発展

施策の方針

- ①地域の多様な需要に応じた事業活動の活性化
- ②成長発展の段階に応じた環境整備
- ③経営の状況に経営の状況に応じた考慮

基本理念

企業間における生産性等の「諸格差の是正」

基本理念

独立した中小企業の多様で活力ある成長発展

小規模事業者特有の課題

経営資源の確保が特に困難であることが多い、他の企業の従事者との格差が存在

小規模事業者特有の課題

経営資源の確保が特に困難であることが多い

1953 商工会議所

1960 商工会

1993-95
単会の経営指導員人
件費が都道府県の一
般財源化

1998
県連の人件
費が一般財
源化

2006
事業費、事
務局長設置
費が一般財
源化

1999 中小企業基本法の改正

1993 小規模事業者支援法

1973 マル経融資

1954. 中小企業設備近代化資金

1999.小規模事業者に限定

2014 廃止

1965 小規模企業共済

1972 中小企業庁小規模企業部

2001 廃止

3-3 小規模事業者に光を当てた中小企業政策の再構築

○小規模事業者に光を当てた施策を講じるべく、昨年より議論を行ってきたところ。

平成24年

平成25年

3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----	----	----	----	----	----

H24.6.
中小企業経営
力強化支
援法成立

“ちいさな企業”
未来会議

とりま
とめ

“ちいさな企業”未来部会

とりま
とめ

- 全国30カ所以上で現場の生の声を伺う
- これまでの政策の反省・改善すべき点と今後の政策の方向性を提言

- 未来会議の提言を踏まえ、中小企業政策審議会に同部会を発足
- 小さな企業に焦点を当てた総合的な中小企業政策のあり方を検討

平成24年度補正

平成25年度予算成立

- 行動計画を実行すべく、フォローアップを進めるための成長本部を全国各地で開催

H25.6.
小規模企業
活性化法
成立

“ちいさな企業”
成長本部第1段

行動
計画
策定

第2段

- “ちいさな企業”未来会議を格上げ
- 全国20カ所以上で、中小企業・小規模事業者・支援機関等の方々と議論を重ねる

- 中小企業・小規模事業者、支援機関、国が今後の具体的な取組の実行を約束する行動計画を策定

3-4(1) 小規模企業活性化法

- 中小企業基本法を改正し、小規模企業の事業活動の活性化を図る観点から「基本理念」と「施策の方針」を明確化。また、海外展開の推進等、中小企業施策として今日的に重要な事項を新たに規定。
- あわせて、中小企業支援法等の関連法を改正し、①ITを活用して専門家やビジネスパートナーの紹介等を行う事業の推進、②下請中小企業の取引先開拓支援、③資金調達の円滑化等を措置

措置事項の概要

A. 中小企業基本法等の改正

- (1) 中小企業基本法の「基本理念」に、**小規模企業の意義として、「地域経済の安定と経済社会の発展に寄与」**を規定する。
「施策の方針」にも、小規模企業の活性化を明記する。
また、中小企業施策として今日的に重要な事項として、**①海外展開、②ITの活用、③事業承継の円滑化等**を新たに規定する。
- (2) 関係する個別法律において、**小規模企業の範囲の弾力化**を図る。(中小企業信用保険法、小規模企業共済法、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律)
(参考)小規模企業:従業員20人以下(商業・サービス業は5人以下)

B. 小規模企業の活性化に資する施策の充実

- (1) 資金調達円滑化のため、信用保証の対象に**電子記録債権**を追加する。(中小企業信用保険法)
- (2) **ITを活用して、小規模企業等に対し、専門家やビジネスパートナーの紹介等**を行う者を国が認定し、(独)中小企業基盤整備機構の協力等の支援措置を講ずる。(中小企業支援法)
- (3) **下請中小企業が連携して、自立的に取引先を開拓する計画**を国が認定し、中小企業信用保険法の特例等の支援措置を講ずる。(下請中小企業振興法)
- (4) 事業再生促進のため、(株)日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫の業務に、**債務の株式化業務(DES)**を追加する。
(株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法)

※ なお、小規模企業に対する金融措置の抜本強化に伴い、小規模企業者等設備導入資金助成制度を廃止する。(小規模企業者等設備導入資金助成法)

中小企業基本法の一部改正の概要

1. 小規模企業の「意義」(第3条)、 2. 小規模企業に対する「施策の方針」の規定(第8条)

○小規模企業の意義として、以下を規定

- ①地域の特色を活かした事業活動を行い、就業の機会を提供するなどして、地域における経済の安定並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与する。
- ②創造的な事業活動を行い、新たな産業を創出するなどして、将来における我が国の経済社会及び社会の発展に寄与する。

○「小規模企業に対する中小企業施策の方針」として、以下の方針を規定。

- ①地域における多様な需要に応じた事業活動の活性化を図ること。
- ②成長発展の状況に応じ、着実な成長発展を実現するための適切な支援を受けられるよう必要な環境の整備を図ること。
- ③経営の発達及び改善に努めるとともに、金融、税制、情報の提供等について、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な考慮を払うこと。(③は、現行の配慮規定と同旨)

3-4(2) 小規模事業者の定義の弾力化

○小規模企業活性化法により、小規模企業の定義の弾力化として、個別法において特定の業種について小規模事業者の範囲の変更を政令で行うことができるよう規定。

(①中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)、②小規模企業共済法(昭和40年法律第102号)、③商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号))

○今般、弾力化を行う業種については、過去の中小事業者の定義の弾力化を行った際の考え方も参考にしつつ、以下の選定基準に基づいた検討を行った上で決定する。

- ①当該業種を所管する関係省庁や業界団体から具体的な要望が寄せられていること。
- ②当該業種の零細的性質について経営指標(売上高営業利益率、自己資本比率、一人当たり付加価値額等)に基づいて分析を行い、現行の定義ではカバーできない落ち込みが確認できること。
- ③当該業種の従業員数等の業態特性が構造的に他業種と異なっていること。
- ④現行の定義による小規模事業者の比率が、当該業種においては相対的に低く、従業員基準を引き上げても他の業種とのバランスを失しないこと。

○上記の選定基準を、現在定義の弾力化を行うことを検討している「宿泊業」、「娯楽業」に当てはめた場合、小規模事業者の従業員区分の見直しを行う合理性があると考えられ、小規模事業者の範囲を製造業並の20人以下まで拡大する。

○なお、今後、これらの業種以外にも同様の選定基準に基づいた分析から合理性が見いだされる場合には、今般の小規模企業の範囲の弾力化の趣旨を踏まえ、政令改正にて対応したい。

4. 今後の検討課題

(1) 小規模事業者は、共通する特徴に基づき、類型化することができるか。

また、目指すべき方向性はいかなるものか。

- 小規模事業者には、地域に根ざした形で、地域の多様な需要に応じる事業を行っている小規模事業者もいれば、全国や世界の市場を目指して成長発展を遂げようとしている小規模事業者もいる。
- また、地域の需要に応じる事業を行っている小規模事業者の中には、将来的に企業規模の拡大を目指す小規模企業もいれば、企業規模は現状維持のままで事業を継続していこうという小規模企業もいる。
- このような多種多様な小規模事業者をどのように類型化していけばよいか。
- また、小規模企業が目指すべき方向性として、どのようなことが言えるか。

(2) 小規模事業者の発展段階に応じた課題と支援策

- 上記の類型化の議論を踏まえた上で、小規模事業者の発展段階はどのように整理すれば良いか。
また、それぞれの段階における課題、さらにはそれらの課題に対する支援策はいかにあるべきか。

(3) 中小企業・小規模事業者を支える支援体制は、十分に機能しているか

- 認定支援機関は、十分に機能しているのか。商工会・商工会議所など既存の支援機関は期待される役割を十分に果たしているか。支援機関間の連携は十分に図られているのか。
- 国と地方自治体(都道府県、市町村)との連携は、いかに図っていくべきか。

(参考)昨今の小規模事業者施策について

“ちいさな企業”未来会議の取りまとめの概要

～中小・小規模企業が活用しやすい施策・運用の再構築に向けて～

政策の再構築に向けた基本的考え方

中小・小規模企業政策の政策目標

グローバル市場をも視野に、新産業の芽となるなど、我が国経済の成長を牽引する

地域の雇用や社会をしっかりと支え、津々浦々に活力・厚みをもたらす（小さいがゆえに柔軟で機動的な活動が可能）

これまでの中小企業政策を真摯に見直し、**小規模企業に焦点を当てた体系へと再構築（運用も抜本改善）**

様々な段階・指向を有する小規模企業に対し、それぞれの実情に沿ったきめ細かな支援策を構築

支援を受ける側の中小・小規模企業自身の自立・自活・努力も重要。

中小企業基本法における**小規模企業の位置づけの精緻化・強化を検討**

小規模企業と同時に、**中規模企業に対する支援も、着実に講じていくことが重要。**

経営上の課題へのきめ細かな対応

経営支援体制

- 「知識サポート」の抜本的強化
→ **新たな「知識サポート」プラットフォームの構築**
一起業・安定化・成長・承継の各段階で必要な実践的で生きた「知識」を地域ごとに共有
- 経営支援機関の評価・能力の“見える化”・発信
- 中小企業診断士の専門性強化
- ITクラウドを活用した経営支援
- 小規模企業支援法の見直し
: 団体支援から個社支援へ

人材

- 人材の確保・育成・定着
・地域で一気通貫の人材支援
※優れた企業の“**小さな企業ミシュラン**”
・インターンシップ事業
・学校教育からのキャリア教育
- 中小企業経営力強化支援法案（経営支援機関の多様化・強化）の着実な実施
- 商工会、商工会議所、中央会等の既存機関自身の支援機能の再生強化
- 「現場力」「認知度」の抜本向上
- 経営支援機能の再生強化
- 社会保障・雇用制度における中小・小規模企業への配慮

販路開拓・取引関係

- 販路開拓
 - ① **内需減少、取引構造の変化等に伴う新たな販路開拓等の支援**
 - ② **商品等の認知度向上・評価等** 日本の知恵・技・感性
 - ③ **海外展開の更なる支援**
・徹底した企業発掘と細かな支援
・地域・業種連携による展開支援
・政府が前面に出て売り込み、現地安定操業支援
・出資の拡充（長期資本を含む）
・運用改善（支援期間の長期化等）
- 取引の適正化
 - ① **下請代金法の見直しの検討（規制対象等）、運用厳格化、相談しやすい環境の整備**
 - ② **下請振興法の見直し**
下請企業の連携支援等

技術

- 技術力の更なる強化
: 技術開発における**小規模企業向け支援（少額化、短期化等）の創設、採択に向けたきめ細かな支援、産業集積活性化等**
 - 技術・技能の継承
: 社内・地域・人材育成斡旋企業の取組促進
※経産省、厚労省、文科省の3省連携による取組強化
 - 事業承継の円滑化
・事業承継税制の見直し
・知識サポートの充実等
- 基礎経営力（企業会計等）**
- 「中小会計要領」の活用促進を通じた経営力強化（帳簿を経営改善の道具へ）
※会計専門家の確認の仕組み

資金調達

- 各社の段階・指向に応じたきめ細かな資金調達手段の整備
 - ① **成長指向型小規模企業への資本性資金の供給（“小さな企業”出資の創設、資本性劣後ローン等）**
 - ② **マル経融資制度の抜本見直し**
→ 各社ニーズ対応型へ
成長指向型：融資枠拡大・低利化
地域密着型：貸付期間の長期化等
 - ③ **小規模設備資金制度**
→ 廃止
- 信用保証・担保手段のあり方
・信用保証制度のあり方
・ABL（動産・債権担保融資）の円滑化のための制度整備等

若手・青年層の活力を引き出すための施策展開

女性層が活躍できる環境の整備

女性の経験・感性等を活かした幅広い起業の支援

“小さな企業”未来補助金

若手・女性層による起業・創業の抜本的推進

若手・青年層を日本の新たな活力・主役とするための方策

- 若手・青年層の経営参画の促進・世代交代の円滑化
- ①事業承継の円滑化・事業加速化
 - ・税制見直し、知識サポート
 - ・後継者による新事業展開の支援等
- ②中小企業団体での青年層の役割強化
- 若手人材の確保・活力発揮
 - ：インターンシップ事業等

グローバル成長型起業支援

- スピアウト人材等の起業促進
 - ：補助金創設
- エンジェル税制について十分に検証し、創業関連税制を総合的に見直し
- エクイティ投資インセンティブ向上
 - ：中小機構以外への優先配当

地域需要創出型起業支援

- 女性・若者等の起業促進
 - ：補助金創設
 - 資金マッチング、創業後経営支援と一体的な融資・保証の創設
- 「知識サポート」の抜本的強化
 - ・起業者の「知識」学習機会創設
 - ・起業経験者等による起業支援等
- 創業間もない企業の認知度向上

第二創業向け支援

- 後継者による新事業展開の支援
 - ：事業を承継した若手後継者が行う新事業展開への補助金(第二創業補助金)創設
- 事業承継の円滑化(上述)

中小企業施策(補助金採択等)に「若手・女性等の起業家枠」を検討

女性が働きやすい環境の整備

- 子育て支援サービスの拡充
- 女性が働きやすい環境整備に取り組む企業支援(表彰等)
- ブランクを埋める女性求職者の支援(主婦層向けインターンシップ事業等)
- 仕事・家庭の両立支援に向けた環境整備(厚労省等との連携)

地域(商店街等)

地域コミュニティ機能の更なる強化

個店支援による抜本的な空き店舗対策

地域における取引ネットワークの深化

関係省庁(厚労省、農水省、国交省等)と連携した小規模企業支援

行政等の実施体制

現場の「生の声」に基づく政策の立案・実施

津々浦々に至るきめ細かな情報提供

既存施策の運用見直し／申請手続の抜本的簡素化

関係省庁の連携 国と地方の役割

現場力の向上

中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律(中小企業経営力強化支援法)の概要

※改正対象は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律

背景

- 中小企業の経営課題は、多様化・複雑化。財務及び会計等の専門的知識を有する者(既存の中小企業支援者、金融機関、税理士・税理士法人等)による支援事業を通じ、課題解決の鍵を握る事業計画の策定等を行い、中小企業の経営力を強化することが急務となっている。
- また、内需が減退する中、中小企業が海外展開を行うに当たって、中小企業の海外子会社の資金調達に困難など、資金面での問題が生じている。このため、中小企業が海外で事業活動を行う際の資金調達を円滑化するための措置を講ずることが急務となっている。

法律の概要

- 中小企業の経営力の強化を図るため、① 既存の中小企業支援者、金融機関、税理士・税理士法人等の中小企業の支援事業を行う者を認定し※、中小機構によるソフト支援などその活動を後押しするための措置を講ずるとともに、②ものづくり産業のみならず、高付加価値型産業(クールジャパンとしての地域産業資源、農業、コンテンツ産業等)も世界に発信可能な潜在力を有する中で、中小企業の海外展開を促進するため、日本政策金融公庫及び日本貿易保険を活用した中小企業の海外子会社の資金調達を円滑化するための措置を講ずる。

※ 中小企業の経営状況の分析、事業計画策定及び実施に係る指導・助言を行う者を認定。

措置事項の概要

1. 支援事業の担い手の多様化・活性化

- (1) 既存の中小企業支援者、金融機関、税理士・税理士法人等の支援事業を行う者の認定を通じ、中小企業に対して専門性の高い支援事業を実現する。
- (2) 中小機構の専門家派遣等による協力や保証付与による資金調達支援を通じ、支援事業を支援する。
- (3) これらにより、中小企業は質の高い事業計画を策定することが可能となり、経営力の強化が図られる。

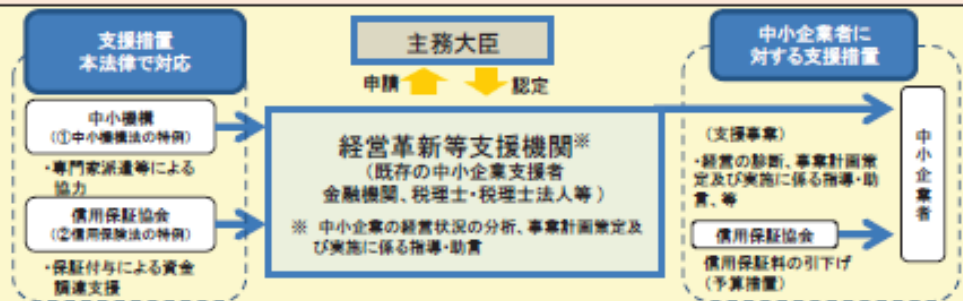
2. 海外展開に伴う資金調達支援

承認又は認定を受けた計画に従って事業を行う中小企業者に対し、以下の措置を講じる。

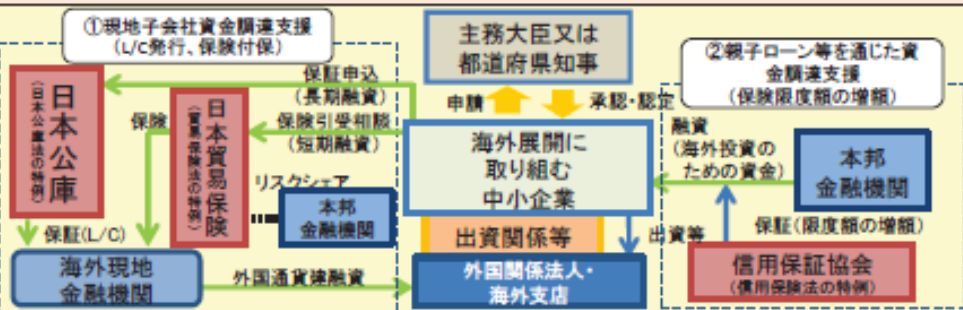
- (1) 日本政策金融公庫の債務保証業務、日本貿易保険の保険業務を拡充し、中小企業の外国関係法人の海外現地金融機関からの資金調達を支援する。
- (2) 中小企業信用保険の保険限度額を増額し、親子ローン等を通じた海外展開を支援する。国内事業基盤の維持に配慮する。

3. 経営基盤強化計画の廃止

1. 支援事業の担い手の多様化・活性化



2. 海外展開に伴う資金調達支援



中小企業政策審議会「ちいさな企業」未来部会取りまとめのポイント

【1】小規模事業者に光を当てた中小企業政策の再構築

基本的考え方＝中小企業基本法における小規模企業の位置づけの精緻化・強化

小規模企業に関する「基本理念」及び「施策の方針」の明確化

「地域経済の安定」及び「我が国経済社会の発展」に寄与するとの小規模企業の意義を「基本理念」に規定。また、小規模企業に対する事業活動の活性化等を「施策の方針」に規定。

小規模企業者の定義の弾力化

小規模企業者の定義を精緻化・強化する観点から、個別法における弾力化を図る。
(例：宿泊業・娯楽業について、中小企業信用保険法等の小規模企業者の対象を拡大する方向で検討)

小規模企業から中小企業・中堅企業へと発展する際の支援のあり方

小規模企業の着実な成長発展を実現するための支援が重要である旨を基本法上で明確化

今後の中小企業・小規模事業者施策の中核となる政策課題の基本法への位置づけ

- ①女性や青年による創業の促進、
- ②グローバル化に対応した海外展開等の促進、
- ③情報通信技術の活用の推進、
- ④事業承継の円滑化、
について新たに位置づけ。

中堅企業の扱い

産業政策として、実態に即した切れ目のない支援を重点的に行う。

NPOの扱い

中小企業団体にNPOが含まれることを確認。

【2】経営支援体制(「知識サポート」の抜本的強化)

以下の3点を有機的、総合的に結びつけた支援を実施することが重要

- ①ITを活用した専門家情報の提供や実践的知識・ノウハウの提供・情報交換
国としてIT活用支援情報提供事業を実施する能力を有する事業者を法的に認定し、一定のチェックと必要な支援を講ずる。(中小企業支援法の改正)
- ②地域における膝詰めの相談やビジネスマッチング
- ③高度な支援を行う専門家を地域の隅々まで派遣

【3】人材

事業現場で働く上で必要な技能等を習得する機会の創出や、優秀な若手人材の確保の推進

- ・事業現場での長期職場実習の支援
- ・大学生等との関係構築、マッチング、採用・定着までを一貫して支援する体制の構築等

【4】販路開拓・取引関係

(1) 我が国経済のグローバル化に対応した海外展開等の更なる支援

- ・潜在力のある中小企業・小規模事業者の発掘から海外展開に至るまでの一貫した支援
- ・種々のリスク情報提供、失敗例も含めた海外展開事例の提供など、支援機関の相互連携強化
- ・必要な人材の確保・育成支援、現地専門家の紹介

(2) 下請取引等の適正化

- ・下請取引以外の取引
独占禁止法の厳正・確かな運用、ベストプラクティスなどを活用した親事業者等に対する優越的地位の濫用事例の周知徹底
- ・下請取引
下請代金法の一層の運用強化の検討、大企業の社内コンプライアンスの強化
- ・中小企業・小規模事業者が相談しやすい環境の整備

(3) 下請中小企業等の振興への対応

- ・下請中小企業振興法を改正し、下請中小企業同士が連携して、新たな親企業等との多様な取引関係を構築する事業に対し、支援を強化。

【5】技術

国際競争に打ち勝つための技術力強化と技術・技能・知恵といった経営資源の継承の促進

- ・既存の支援事業の小規模事業者枠等の見直し、小規模のものづくり事業者の試作開発・設備投資支援
- ・企業や人に蓄積された技術・技能等を着実に次の世代に継承するための支援
- ・事業承継税制の適用要件の見直しを通じ、制度の使い勝手を大幅に改善

【6】資金調達・事業再生

(1) 創業や成長のための最適な資金調達手段のあり方

- ・成長指向型：資本性資金や中小機構による出資を通じた資本の供給の促進
- ・地域密着型：地域金融機関によるリレバン及びそれを補完する政府系金融機関や信用保証により対応
- ・起業・創業のための資金調達：シードマネーを大胆に供給していくための助成制度の創設
- ・中小企業信用保険法を改正し、信用補完制度の対象に電子記録債権を位置づけ

(2) 小規模企業者等設備導入資金助成制度の取扱い

ユーザーである小規模事業者の経営課題が多様化する中で、柔軟に対応出来る金融支援を講ずる観点から、新たな金融支援措置が創設されたことから、本制度は国の制度としては終了し、都道府県に対し新たな枠組みの全体像を提示、適切な経過措置を設ける。

(3) 事業再生支援の促進

(株)日本政策金融公庫による債務の株式化(DES)を可能にし、公庫と民間金融機関との協調支援体制を構築

【7】女性による起業・創業、若者による起業・創業の抜本的推進

女性による起業・創業と若者による起業・創業のそれぞれの特徴と支援の必要性を踏まえ、必要な知識・資金を支援する新たな企業構築の仕組みの構築

- ①地域のニーズに応える女性による起業・創業や若者による起業・創業、②後継者による第二創業、
 - ③グローバル成長を目指す起業・創業、の各創業スタイルに応じて、実践的で生きた知識と資金を供給する補助制度の創設
- ・中小企業経営力強化支援法の認定支援機関等の専門家の経営支援を受けている中小企業者に対し、実務的な知識サポートと資金面の課題に同時に対応する経営支援と一体となった融資制度の創設
(女性による起業・創業時における経営課題への対応：マネジメントなどビジネス関連情報の不足への補充)
(若者による起業・創業時における経営課題への対応：企業経営全般にわたる的確なガイダンスや場の提供)

【8】女性が働きやすい環境整備

女性層を主な担い手に位置づけ、仕事と育児の両立ができる雇用環境の整備等

- ・仕事と家庭を両立したい女性を支援し、業績向上につなげている企業の表彰制度
- ・結婚や出産等で離職した女性等に対して中小企業・小規模事業者への再就職を支援する実践的な職場実習制度の創設
- ・職場実習を保育所の就労要件とみなすことができるような、制度の柔軟化

【9】地域(商店街等)

女性や若者の力を活用した商店街の新陳代謝の促進や商店街の強みであるソフト事業・コミュニティ機能の強化

- ・女性や若者のチャレンジを促す苗床として商店街が持続的に発展するための取組に対する支援の強化
- ・地域コミュニティの中核として安全・安心、子育てなど地域住民の多様なニーズに応える取組に対する支援の強化

- ▶ 大型経済対策(補正)と25年度予算の「切れ目のない対策」により、地域経済を支える中小企業・小規模事業者の活力を引き出すとともに、事業再生に向けた取組の徹底支援を行う。
- ▶ 25年度予算では、小規模事業者に着目した施策を拡充するとともに、ものづくりや海外展開への新たな挑戦、地域商業の機能強化、中小企業・小規模事業者の事業再生の取組を支援する。

緊急経済対策(補正予算)5,434億円
(うち財務省計上1,713億円)

1. 中小企業・小規模事業者による
地域経済の活性化、地域需要の創造

- ものづくり補助金 1,007億円
- 商店街まちづくり事業 200億円
- 地域商店街活性化事業 100億円
- 地域需要創造型等起業・創業促進補助金 200億円
- 人材対策事業 282億円
- 海外展開事業化・研修支援事業 20億円
- ビジネス創造等支援事業 15億円
- 地域力活用市場獲得等支援事業 200億円
- 消費税転嫁対策窓口相談等事業 42億円

2. 中小企業・小規模事業者の事業再生

- 認定支援機関による経営改善計画策定支援 405億円
- 中小企業再生支援協議会の体制強化 40億円
- 認定支援機関向け
経営改善・事業再生研修事業 5億円
- 資金繰り支援策 2,893億円
(うち財務省計上1,713億円)

平成25年度中小企業対策費 予算

<政府全体>1811億円*(1802億円) (うち経済産業省1071億円(1060億円))

※復旧・復興経費を除く。復旧・復興経費を含む中小企業関係予算は、政府全体で2963億円(3356億円)、経済産業省関連分は1947億円(2048億円)。

中小企業・小規模事業者の支援 <1071億円(1060億円)>

小規模事業者等の支援

- 小規模事業者活性化補助金 30億円(新規)
- 中小企業・小規模事業者
ビジネス創造等支援事業 48億円(新規)
- 下請中小企業・小規模事業者等
自立化支援事業 7億円(新規)
- ものづくり小規模事業者等人材育成事業 4億円(新規)

ものづくりや海外展開等への新たな挑戦の支援

- ものづくり中小企業連携支援事業 119億円(新規)
- 中小企業海外展開総合支援事業 32億円(新規)
- 新事業活動・農商工連携等促進支援事業 19億円(新規)

地域商業の機能強化による地域経済の活性化

- 地域中小商業支援事業 39億円(新規)

資金繰り支援

- 資金繰り支援 265億円(270億円)
- 中小企業経営力強化資金融資事業 4億円(新規)
- 中小企業経営力基盤支援事業
(経営力強化保証制度)2億円(2億円)

中小企業・小規模事業者の事業再生

- 中小企業再生支援協議会事業 43億円(47億円)
- 認定支援機関等研修事業 1億円(新規)

被災中小企業・小規模事業者の復旧・復興支援<復興特会:877億円(988億円)>

- 【復興】資金繰り支援(東日本大震災特別貸付等) 530億円(315億円)
- 【復興】中小企業組合等共同施設等災害復旧事業(グループ補助金) 250億円(500億円)
- 【復興】仮設工場・仮設店舗等の整備 30億円(50億円)
- 【復興】中小企業再生支援協議会事業(産業復興相談センター) 31億円(新規) 等

“ちいさな企業”成長本部の概要

- 中小企業・小規模事業者政策を効果的に実行するため、昨年開催した“ちいさな企業”未来会議を格上げし、「“ちいさな企業”成長本部」を全国各地で開催（第1段）。
 - その成果を6月4日に「行動計画」にとりまとめ。
 - ・東京都大田区（2月27日（水）安倍総理、大臣出席）を皮切りに、全国で23回開催
 - ・6月4日 取りまとめ本部会合
- 7月以降、「行動計画」を確実に実行するべく、事業者、支援機関それぞれがフォローアップを進めるための成長本部を全国各地で開催（第2段）。
 - ・沖縄県那覇市（7月16日（水））でキックオフ、8月末までに全国で4回開催
- 構成メンバー
 - ・本部長：茂木敏充経済産業大臣
 - ・同本部の趣旨に賛同し、行動計画の取りまとめに尽力いただける本部員
 - ・その地域で活躍する元気な女性及び若手経営者など幅広い中小企業・小規模事業者、認定支援機関、中小企業支援団体等が参加

国が約束する「ちいさな企業」成長本部」行動計画の概要

行動1. 地域に眠るリソースを最大限に活用・結集・ブランド化する

- ・創業を徹底支援する「創業よろず支援」の順次展開
- ・地域資源を活用・結集させた創業に対する総合的支援（「地域資源活用型創業支援制度」）
- ・地域ブランドの一層の強化に向けた、ブランド管理・品質管理・利益回収メカニズムに関する検討等

行動2. 中小企業の新陳代謝を活発にする

- ・起業者に対する元本の据え置き期間の延長等、起業・創業に係る資金支援の抜本的拡充
- ・中小企業の各ライフステージにおける取組意欲増進のための個人保証制度の見直し
- ・「事業引継ぎ支援センター」の全国展開

等

行動3. 下請構造から脱却し、自ら積極的に成長分野に参入する

- ・サポイン法の22技術分野の見直し（下請け前提から戦略市場への進出へ）
- ・航空宇宙など戦略市場進出のための総合的支援（国際認証取得サポート等）
- ・医療機器分野の専門家派遣及び開発審査負担の軽減

等

行動4. 海外に打って出る

- ・企業OBを活用したハンズオン一貫支援体制の推進
- ・認定支援機関への研修による国内相談窓口強化、有望企業の発掘・支援
- ・現地支援プラットフォームの主要拠点への整備加速

等

中小企業・小規模事業者施策の効果的な実行に向けて

- ・支援情報の広報の強化
- ・経営支援体制の再構築（支援人材の量的充実・質の向上）
- ・支援制度の使い勝手の向上
- ・行動計画の普及と賛同者の拡大

今後の中小企業・小規模事業者政策の概要

今後の中小企業・小規模事業者政策の柱

1. 被災地の中小企業・小規模事業者対策に万全を期す

2. 小規模事業者に焦点を当てる

- ・ 中小企業の87%は小規模事業者。
- ・ 景気回復の実感を全国366万者の小規模事業者に行き渡らせる。

3. 開業率10%台を目指す

- ・ 日本の開業率は4.5%(2011年度)。
- ・ イギリスは11.2%(2011年)、アメリカは9.3%(2010年)。

4. 黒字の中小企業・小規模事業者の倍増を目指す

- 黒字の中小企業・小規模事業者（資本金1億円未満の法人）
- ・ 1991年度：109万社（黒字比率：50%、法人数：219万社）
 - ・ 2011年度：70万社（黒字比率：27%、法人数：254万社）

5. 新たに1万社の海外展開の実現を目指す

- ・ 海外直接投資を行っている中小企業数：5,630社(2009年)
- ・ 輸出を行っている中小企業数（製造業）：5,920社(2010年)

6. 消費税転嫁対策に万全を期す

7. 経済活力を維持する

1. 被災地対策【要求額:613億円+事項要求】

○中小企業組合等共同施設等災害復旧事業(グループ補助金)

【事項要求】

- ・岩手県、宮城県、福島県の津波浸水地域及び福島県の避難指示区域等を対象に、中小企業等グループが作成した復興事業計画に基づく施設の復旧等を支援。

○東日本大震災復興貸付等【530億円(継続)】

- ・被災した中小企業・小規模事業者を、低利融資(基準金利※-1.4%(最大))により支援。※基準金利は中小事業1.70%、国民事業2.05%(8月9日現在)

○中小企業移動販売支援事業【3.8億円(拡充)】

- ・商工会・商工会議所を通じ移動販売車両(軽トラック)を貸出し。

○中小企業再生支援協議会事業【35.5億円(拡充)】

- ・産業復興相談センターにおける相談や再生計画の策定を支援。

○中小企業基盤整備機構の運営費交付金【20.3億円(拡充)】

- ・市町村が保有する仮設店舗・工場の解体・撤去等について支援。

2. 小規模事業者に焦点を当てる【要求額:232億円】

○小規模事業者の振興を図るための「基本法」の制定

【次期通常国会への法案提出】

○中小企業庁に新たに「小規模企業支援課(仮称)」を設置

(1) 安定的な事業継続を目指す小規模事業者を支援

①小規模事業者経営改善資金融資事業(マル経)【40億円(拡充)】

- ・経営指導員の指導を条件とした融資制度(無担保・無保証・低利)の貸付限度額を拡充(1,500万円→2,000万円)。

②小規模事業者等人材・支援人材育成事業

【15億円(新規・特別枠)】

- ・得意分野に応じた経営指導員の支援能力の向上等を図る。

③小規模事業者の活力向上のための税制措置の創設

【税制(新規)】

- ・小規模事業者の6割を占める個人事業主の経営の安定を図るため、純損失の繰越期間の延長等、所要の税制措置を講ずる。

(2) 小規模事業者の新たな挑戦を支援

①小規模事業者等JAPANブランド育成・

地域産業資源活用支援事業【29億円(新規・特別枠)】

- ・「中小企業地域資源法」を見直し、B級グルメを活用した事業やコミュニティビジネス等を支援。あわせて、小規模事業者の活用が期待される観光資源を活かした事業を重点的に支援。

②小規模事業者活性化事業【34億円(拡充)】

- ・新事業展開を目指す小規模事業者の事業計画策定を支援するとともに、計画に基づく新商品・サービスの開発等を支援。

③下請中小企業・小規模事業者自立化支援事業【12億円(拡充)】

- ・下請構造から脱却するための新分野進出や販路開拓等を支援。

(3) 経営支援を強化

○中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業

【77.2億円(新規・特別枠)】

- ・小規模事業者等の相談にワンストップで対応する「よろず支援拠点」(「富士市産業支援センター」がモデル)を認定支援機関等のネットワークのコーディネータ役として全国47箇所に整備。
- ・支援ポータルサイト「ミラサポ」を通じて時間や場所にとらわれず経営相談を行える仕組みや専門家派遣を受けられる体制を構築。

3. 開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率が10%台になることを目指す【要求額:163億円】

(1) 創業を増やす

① 地域創業促進支援事業【20億円(新規)】

- ・全国300箇所の認定支援機関等において、女性・若者等を対象に、創業予備軍の発掘からビジネスプランの作成を支援。
- ・「産業競争力強化法(仮称)」で創設する市区町村が関与する創業支援スキームに基づく創業を促進。

② 地域創業促進税制【税制(新規)】

- ・「産業競争力強化法(仮称)」に基づき計画を策定した市区町村の区域内では、認定支援機関の指導・助言を受けて会社を設立する場合に登録免許税を軽減。

③ 創業を金融面から支援

i) 中小企業・小規模事業者経営力強化融資・保証事業

【14.9億円(新規)】

- ・認定支援機関の支援を前提とした、創業・経営多角化事業に対する低利融資(基準金利-0.4%)等を整備することで、中小企業・小規模事業者の経営力強化を図る。
- ・女性・若者・シニアによる創業に対する金利を引き下げ(-0.65%)。

ii) 新創業融資制度【財投(拡充)】

- ・創業後2年以内の事業者に対する融資制度(無担保・無保証・低利)について、貸付限度額を拡充(1,500万円→3,000万円)するとともに、据置期間を延長(6ヶ月→1年(運転)、2年(設備))。

iii) 再挑戦支援資金【財投(拡充)】

- ・再挑戦する起業家に対する融資制度について、貸付限度額を拡充(2,000万円→7,200万円)するとともに、女性・若者・シニアに対して金利を引き下げ(基準金利-0.4%)。

④ 地域商業自立促進事業【60億円(新規・特別枠)】

- ・インキュベーション施設の整備や空き店舗への店舗誘致等を支援し、商店街の新陳代謝を進める。
- ・宅配等による「御用聞き」事業等の支援や、地域の消費活動のベースとなるコミュニティの形成に向けて、子育て支援施設の整備等を支援。

(2) 事業承継を通じて第2創業を後押しする

○ 中小企業再生支援協議会事業【48億円(拡充)の内数】

- ・「事業引継ぎ支援センター」の全国展開(8→24箇所)を図るとともに、親族内承継に対する支援を強化。

(3) 個人保証制度の見直しによる創業・事業承継の促進

① 経営者保証に関するガイドラインの策定

- ・経営者本人による保証について、法人の事業資産と経営者個人の資産が明確に分離されている等、一定の条件を満たす場合には、保証を求めないこと等に関するガイドラインを策定。

② 保証人特例制度【財投(新規・拡充)】

- ・経営責任者の個人保証を免除・猶予する特例制度について、公庫の中小事業に加えて、国民事業においても創設するとともに加算利率をリスク対応型に変更(+0.3%→+0.0%~+0.4%)。

③ 事業再建・事業承継支援資金【財投(拡充)】

- ・事業承継の円滑化に向け、保証人免除に応じる民間金融機関と協調して個人保証によらない融資を推進。(保証人特例制度の上乗せ金利を免除)

※重点施策のみ列挙

4. 黒字企業を倍増【要求額:161億円】

(1)ものづくりを支援

○ものづくり中小企業・小規模事業者等連携事業創造促進事業【126億円(新規)】

- ・「中小ものづくり高度化法」の特定ものづくり基盤技術を見直し医療、環境分野などの成長分野にも対応したビジネス化を見据えた研究開発を支援し、数多くのグローバルニッチトップ企業の創出を図る。

(2)新事業展開・生産性向上を支援

①中小企業・小規模事業者連携促進支援事業【23億円(新規・特別枠)】

- ・農商工連携等による新事業活動を支援。その際、サービス分野への進出を重点的に支援するとともに、成長分野への進出の障壁となっている許認可等の取得も支援。

②中小企業投資促進税制【税制(上乘せ・延長)】

- ・ITの活用による生産性向上を促すため、ソフトウェアが組み込まれた設備等につき特別償却等の繰越期間の延長(1年→3年)を図るとともに、特別償却・税額控除割合の引上げを行う。

③IT活用促進資金【財投(拡充)】

- ・ITの活用による生産性向上を促進するため、製造ラインにおけるコンピューター化等、企業の基幹業務の効率化を図るための設備資金の金利を引き下げる(基準金利-0.65%→-0.9%)。

(3)認定支援機関の支援の「質」の向上

○認定支援機関等研修事業【2億円(拡充)】

- ・認定支援機関(1.6万機関)に対する経営改善・事業再生や海外展開に関する支援ノウハウ等の研修を強化。

5. 1万社の海外展開を実現【要求額:32億円】

○中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業【31億円(新規)】

- ・展示会出展・F/S調査支援や情報提供事業に加え、決済機能付き外国語HPの作成支援、「中小企業海外現地支援プラットフォーム」の拡大(8ヶ国10箇所→新たに5箇所程度整備)や海外現地常設ショールームの設置等を行う。

6. 消費税転嫁対策【要求額:57億円】

○消費税転嫁状況監視・検査体制強化等事業【46.6億円(拡充)】

- ・消費税が円滑に転嫁されるよう、転嫁Gメン(474名)による徹底した取締り、悉皆的な書面調査、徹底的な広報等を実施し、転嫁対策に万全を期す。

7. 経済活力の維持

(1)事業再生支援の強化、資金繰り支援

○中小企業再生支援協議会事業【48億円(拡充)の内数】

- ・「産業競争力強化法(仮称)」に基づく中小企業再生支援全国本部の機能拡充等を通じ、各都道府県の中小企業再生支援協議会における中小企業・小規模事業者に対する再生支援体制を強化。

○きめ細かな資金繰り支援【233億円(拡充)】

- ・公的金融・信用保証制度により、中小企業・小規模事業者に対する資金繰りを支援。

(2)中小企業・小規模事業者の経済活力の維持・向上

○24年度補正予算の執行と効果の見極め

- ものづくり補助金(試作品開発・設備投資)：1万社を支援
- 人材対策事業：2.5万人の女性・若者のインターンシップ支援
- まちづくり・にぎわい補助金：商店街活性化
- 認定支援機関による経営改善計画策定支援：2万社を支援

小規模事業者の定義の弾力化について

① 業界等の要望

- “ちいさな企業”未来会議等において、小規模事業者の定義の見直しについて、サービス業において従業員数5人では少ないという声があった。
- 特に、「宿泊業」、「娯楽業」といった業界関係者からは具体的な要望が寄せられている。

② 経営指標の分析

- 小規模企業の脆弱性を把握するため、経営指標における収益性、安全性、生産性の代表的な指標である、売上高営業利益率、自己資本比率、一人当たり付加価値額を用い、従業員規模別に財務分析を実施。
- 宿泊業及び娯楽業においては、現行法で規定されている商業・サービス業の小規模事業者の従業員数区分（5人以下）よりも多いところ（20人程度）で売上高経常利益率や一人当たり付加価値額の経営指標に大きな落ち込みが確認できる。

③ 業態特性の分析

- 宿泊業、娯楽業の1事業所当たりの平均従業員数は、他の業種と比較して相対的に多く、人手のかかる業態であることが分かる。
- これは、一定規模の設備を必要とし、かつ、その設備の使用や更新に携わる従業員を確保するために従業員規模が大きくならざるを得ない業態特性を有するためと考えられる。

④ 小規模事業者の比率(カバー率)について

- 現行の定義におけるカバー率について分析を行うと、主な他の業種と比較しても相対的に小さい。
- 宿泊業や娯楽業について従業員数基準を20人程度に引き上げても、他業種とのバランスは失われたいと考えられる。